

横浜市国民保護計画

令和4年4月

横 浜 市

目次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の作成	1
2 市国民保護計画の目的等	1
3 市国民保護計画の構成	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 区国民保護計画	3
6 細部計画等	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
1 基本的人権の尊重	4
2 国民の権利利益の迅速な救済	4
3 国民に対する情報提供	4
4 関係機関相互の連携協力の確保	4
5 国民の協力	4
6 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等への配慮及び国際人道法上の的確な実施	4
7 男女のニーズの違い、性的少数者への配慮	4
8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	5
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	5
10 外国人への国民保護措置の適用	5
11 地域特性への配慮	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	12
1 地理的特徴	12
2 社会的特徴	13
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	16
1 武力攻撃事態	16
2 緊急処理事態	17
第2編 平素からの備えや予防	18
第1章 組織・体制の整備等	18
第1 組織・体制の整備	18
1 各区局における平素の業務	19
2 市職員の配備基準等	21
3 消防機関の体制	25
第2 関係機関との連携体制の整備	26
1 基本的な考え方	26
2 国の機関との連携	26
3 県との連携	27
4 他の市町村との連携	27
5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	28

6	自主防災組織等に対する支援	28
第3	通信の確保	29
1	通信体制の整備	29
2	通信体制の確保に当たっての留意事項	29
第4	情報収集・提供等の体制整備	30
1	基本的考え方	30
2	警報等の伝達に必要な準備	30
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4	被災情報の収集、報告に必要な準備	32
第5	国民の権利利益の救済に係る体制整備	33
1	国民の権利利益の救済に係る手続等	33
2	国民の権利利益に関する文書の保存	33
第6	研修及び訓練	34
1	研修	34
2	訓練	34
第2章	避難、救援に関する平素からの備え	36
1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領のパターンの作成	37
3	救援に関する基本的事項	37
4	運送の確保に関する体制の整備	38
5	避難施設の指定	38
第3章	生活関連等施設の把握等	40
1	生活関連等施設の把握	40
2	生活関連等施設の安全確保	41
3	市が管理する公共施設等における警戒	41
第4章	物資及び資機材の備蓄、整備	42
1	市における備蓄	42
2	市が管理する施設及び設備の整備・点検等	43
第5章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等への対処	45
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	45
1	事態認定前における初動体制の整備及び初動措置	45
2	市対策本部への移行に要する調整	47
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	47
第2章	市対策本部の設置等	48
第1	市対策本部の設置	48
1	市対策本部の設置の手順	48
2	市対策本部の組織構成及び機能	49
3	組織及び事務分掌	53
4	市災害対策本部の廃止	65
第2	情報の収集伝達	65

1	通信の確保	65
2	広報・報道の実施	65
第3章	関係機関との相互の連携・協力	67
1	国・県の対策本部等との連携	67
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	67
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	68
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	68
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	69
6	市の行う応援等	69
7	ボランティア団体等に対する支援等	70
8	市民への協力要請	70
第4章	警報及び避難の指示等	71
第1	警報の伝達等	71
1	警報の内容の伝達及び通知	71
2	警報の内容の伝達方法	73
3	緊急通報の伝達及び通知	74
第2	避難住民の誘導等	75
1	避難の指示の通知・伝達	75
2	避難実施要領の策定	76
3	避難住民の誘導	79
4	避難の方法	83
5	武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	87
第5章	救援	90
1	救援の実施	90
2	関係機関との連携	91
3	救援の内容	91
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	106
5	救援の際の物資の売渡し要請等	107
第6章	安否情報の収集・提供	109
1	安否情報の収集	109
2	県に対する報告等	110
3	安否情報の照会に対する回答	111
4	日本赤十字社に対する協力	112
第7章	武力攻撃災害への対処	113
第1	武力攻撃災害への対処	113
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	113
2	武力攻撃災害の兆候の通報	113
第2	応急措置等	114
1	退避の指示	114
2	事前措置	116
3	警戒区域の設定	116
4	応急公用負担	117
5	消防に関する措置等	117
第3	生活関連等施設における災害への対処等	120
1	生活関連等施設の安全確保	120

2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	120
第4	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処等	123
1	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処	123
2	武力攻撃原子力災害への対処	123
3	NBC 攻撃による災害への対処	123
第8章	被災情報の収集及び報告	127
1	被災情報の収集及び報告	127
第9章	保健衛生の確保その他の措置	128
1	保健衛生の確保	128
2	廃棄物の処理	131
第10章	国民生活の安定に関する措置	132
1	生活関連物資等の価格安定	132
2	避難住民等の生活安定等	132
3	生活基盤等の確保	134
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	136
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	136
2	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	136
3	赤十字標章等の交付及び管理	137
4	特殊標章等の交付及び管理	137
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	138
第4編	復旧等	139
第1章	応急の復旧	139
1	基本的考え方	139
2	公共的施設の応急の復旧	139
第2章	武力攻撃災害の復旧	140
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	140
2	市が管理する施設及び設備の復旧	140
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	140
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	140
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	141
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	141
第5編	緊急対処事態への対処	142
1	緊急対処事態	142
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	142
用 語 集		143

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、市民の生命、身体及び財産を武力攻撃災害等から保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、横浜市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の作成

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び神奈川県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の作成

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

2 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 市が実施する第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ 市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

また、本市は政令指定都市であることから、国民保護法第 184 条第 1 項に掲げる次の事項についても、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

- ・ 救援
- ・ 避難施設の指定等
- ・ 赤十字標章等の交付等
- ・ 医療関係者に対する実費弁償及び損害補償

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

なお、資料については、別途、資料編を作成する。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民の保護に関する基本指針の変更、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、横浜市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事（以下「知事」という。）に協議し、市会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 区国民保護計画

区は、区の実情や地域性を踏まえ、市国民保護計画に基づき、区国民保護計画又はそれに準ずるマニュアル等を作成するとともに、必要に応じて修正するものとする。

《区国民保護計画に定める事項》

1 総論

- 区の地理的・社会的特徴

2 平素からの備えや予防

- 組織・体制の整備
- 区における平素の業務
- 区職員の配備基準等

3 武力攻撃事態等への対処

- 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 警報及び避難の指示等
- 救援
 - ・ 避難所の開設
 - ・ 食品、飲料水の供給等
- 安否情報の収集・提供
- 武力攻撃災害への対処
- 被災情報の収集及び報告
- 保健衛生の確保

4 緊急対処事態への対処

6 細部計画等

局は、市国民保護計画に定める分掌事務の実施に関し、細部計画等をあらかじめ定めおくとともに、必要に応じて、修正するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）、近隣市並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等への配慮及び国際人道法上の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 男女のニーズの違い、性的少数者への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、本国民保護計画のすべての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮に努める。

あわせて、様々な性のあり方の中で少数の立場にある性的少数者への配慮を行う。

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

10 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

11 地域特性への配慮

本市は、居住人口約 377 万人を擁し、人口密度は政令指定都市中第 3 位となっている。市域全域が都市計画区域となっており、都市化が進んでいる。都心部のみなとみらい地区には、国際機関や国立大会議場、展示ホール、ホテル等が立地し、関内、山手地区の観光地とともに観光コンベンション機能が集積している。また、市内は多くの鉄道網が構築され、主要駅である横浜駅は 1 日の乗降客数が約 129 万人にのぼる。また、本市には在日米軍や自衛隊の施設がある。臨海部は本牧ふ頭、大黒ふ頭等の港湾施設や石油コンビナート等施設が存在しており、市は国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

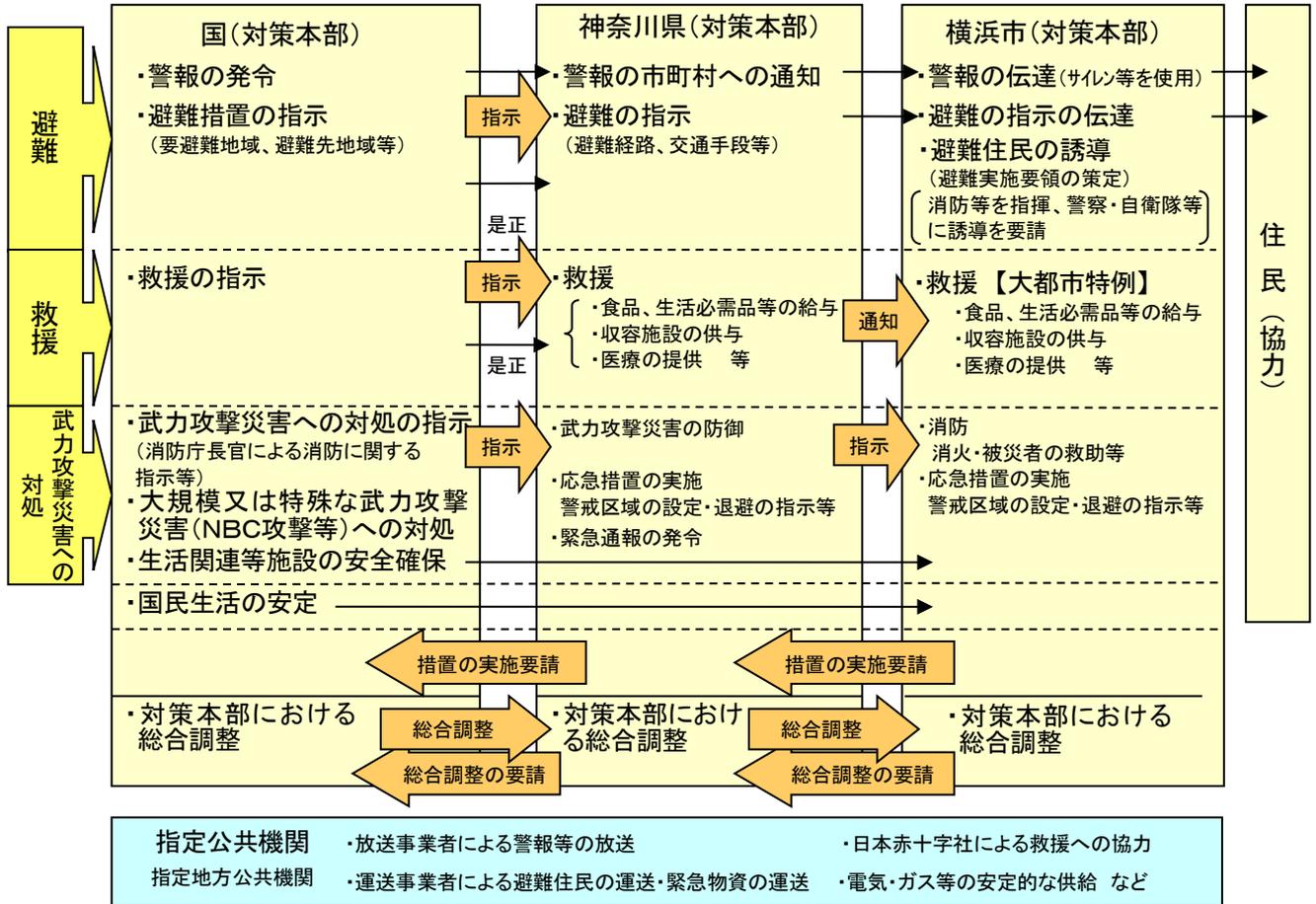
(本市の主な地域特性)

- ・ 最多人口を有する政令指定都市
- ・ 観光コンベンション都市 (みなとみらい 21 地区、八景島シーパラダイス、中華街等)
- ・ 鉄道ネットワーク (東海道新幹線、東海道線、横須賀線、京浜東北・根岸線、横浜線、鶴見線、南武線、東横線、田園都市線、こどもの国線、京急本線・逗子線、相模鉄道本線・いずみ野線・新横浜線、みなとみらい線、市営地下鉄 (ブルーライン、グリーンライン)、横浜シーサイドライン (シーサイドライン))
- ・ 国際貿易港の横浜港
- ・ 大規模集客施設等 (横浜駅、地下街、日産スタジアム、横浜スタジアム、パシフィコ横浜等) の立地
- ・ 石油コンビナート等 (京浜臨海地区、根岸臨海地区) の立地
- ・ 在日米軍施設 (根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設 (横浜市域)、鶴見貯油施設、横浜ノース・ドック) の存在

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関及び自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置の実施に関して、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

【国民保護措置の全体のしくみ】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

【国民保護措置の実施主体である主な関係機関】

- ・ 市
- ・ 神奈川県
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 自衛隊
- ・ 指定公共機関
- ・ 指定地方公共機関

【関係機関の事務又は業務の大綱（1／5）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 横浜市	<p>ア 市国民保護計画の作成</p> <p>イ 市国民保護協議会の設置、運営</p> <p>ウ 横浜市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び横浜市緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>エ 組織の整備、訓練</p> <p>オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施</p> <p>カ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>ク 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
2 神奈川県	<p>ア 県国民保護計画の作成</p> <p>イ 神奈川県国民保護協議会の設置、運営</p> <p>ウ 神奈川県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び神奈川県緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>エ 組織の整備、訓練</p> <p>オ 警報の通知</p> <p>カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>ケ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>コ 交通規制の実施</p> <p>サ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

【関係機関の事務又は業務の大綱（2／5）】

機関の名称	事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 イ 他管区警察局との連携 ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 エ 警察通信の確保及び統制
(2) 南関東防衛局	ア 所管財産の使用に関する連絡調整 イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整
(3) 関東総合通信局	ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整 イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること ウ 非常事態における重要通信の確保 エ 非常通信協議会の指導育成
(4) 関東財務局（横浜財務事務所）	ア 財政融資資金の貸付 イ 金融機関等に関する措置 ウ 国有財産の無償貸付等 エ 財政上の措置
(5) 横浜税関	輸入物資の通関手続
(6) 関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
(7) 神奈川労働局	ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助 イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 エ 被災者の雇用対策
(8) 関東農政局神奈川県拠点	ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること イ 応急用食料等の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
(9) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
(10) 関東経済産業局	ア 救援物資の円滑な供給の確保 イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 被災中小企業の振興
(11) 関東東北産業保安監督部	ア 危険物等の保全 イ 鉱山における災害時の応急対策
(12) 関東地方整備局（京浜河川事務所、横浜国道事務所、京浜港湾事務所）	ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 イ 港湾施設の使用に関する連絡調整 ウ 港湾施設の応急復旧
(13) 関東運輸局（神奈川運輸支局）	ア 運送事業者との連絡調整 イ 運送施設及び車両の安全保安
(14) 東京航空局（東京空港事務所）	ア 飛行場使用に関する連絡調整 イ 航空機の航行の安全確保
(15) 東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
(16) 東京管区气象台（横浜地方气象台）	気象状況の把握及び情報の提供

3 指定地方行政機関

【関係機関の事務又は業務の大綱（3／5）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
3 指定 地方 行政 機関	(17) 第三管区海上保安本部 (横浜海上保安部)	ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
	(18) 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
4	自衛隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
5 指定 公共 機関	(1) 日本赤十字社 (神奈川県支部)	ア 医療救護 イ 外国人の安否調査 ウ 救援物資の備蓄及び配分 エ 災害時の血液製剤の供給 オ その他の救援
	(2) (独)国立病院機構	医療助産等救護活動の実施
	(3) 公共的施設管理者 (東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株))	ア 道路の適切な管理 イ 道路の応急復旧
	(4) 電気事業者 (東京電力パワーグリッド(株)、電源開発(株))	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する電力供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(5) 東京ガス(株)	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する燃料供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧
	(6) バス事業者 (小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、東急バス(株))	避難住民の運送の確保

(7) 鉄道事業者 (日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東急電鉄(株))	ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
---	--

【関係機関の事務又は業務の大綱 (4 / 5)】

機関の名称		事務又は業務の大綱	
5 指定 公共 機関	(8) 内航海運事業者 (井本商運(株)、近海郵船(株))	緊急物資の運送の確保	
	(9) トラック事業者 (佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株))	緊急物資の運送の確保	
	(10) 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ)	ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧	
	(11) 放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送	

(12) 日本銀行	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
(13) 日本郵便株式会社	郵便の送達の確保

【関係機関の事務又は業務の大綱（5 / 5）】

機関の名称		事務又は業務の大綱
6 指定地方公共機関	(1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構	ア 医療助産等救護活動の実施 イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
	(2) (一社)神奈川県バス協会	避難住民の運送の確保
	(3) 鉄道事業者 (横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン)	ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保 イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
	(4) (一社)神奈川県トラック協会	緊急物資の運送の確保
	(5) 放送事業者 (株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株))	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	(6) (公社)神奈川県LPガス協会	ア 施設の整備及び点検 イ 被災地に対する燃料供給の確保 ウ 被災施設の応急復旧

第4章 市の地理的、社会的特徴

市が国民保護措置を実施するに当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

本市は神奈川県に位置し、東は東京湾、北は川崎市、西は大和市、藤沢市、南は鎌倉市、横須賀市などに接している。

市域の面積は、435 k m² で、県の面積の約 18 %を占めている。

(2) 地形

本市の地形は、丘陵地、台地・段丘、低地及び埋立地に分けられる。

丘陵地は本市中央部よりやや西寄りに分布し、本市を南北に縦断している。丘陵地は帷子川付近を境に北側と南側では性質が異なる。北側の丘陵地は多摩丘陵の南端に位置し、標高は 60 ～100m で、北に向かって高くなっている。南側の丘陵地の標高は 80 ～160m で、北部より標高も起伏量も大きく、三浦半島に続く三浦丘陵の北端部を占めている。標高は南に向かって高くなり、市内最高点（標高 159.4m 大平山の峠）や円海山（153.3m）がみられる。

丘陵地の東側には、多摩川の低地まで、標高 40 ～60m の平坦な台地が分布している。この台地は、12 ～13 万年前の最終間氷期に浅海であったところが陸地となったところで、下末吉台地と呼ばれている。丘陵地の西側にも台地が広がり、一部が本市に入っている。標高は 30 ～70m で南に向かって低くなっている。この台地は相模川が約 6 万年前までに形成したもので、相模野台地と呼ばれている。また、台地や丘陵地を刻んでいる河川沿いには、台地よりもはるかに狭い段丘が部分的に形成されている。

低地には、鶴見川をはじめ、台地や丘陵地を刻む河川の谷底低地と沿岸部の海岸低地がある。

谷底低地は上流部では勾配がある程度大きいですが、下流部はほとんど平坦な三角州性低地のため、水害を受けやすくなっている。海岸低地には砂州が形成されていることが多く、そこでは標高が 1m 程度高くなっている。

(3) 海岸線

海岸部には埋立地が造成され、海岸線はほとんどが人工化されており、丘陵地のかなりの部分が開発され、人工的な地形に改変された。かつては、海に面する急崖となっていた丘陵地や台地のはずれは、内陸になった。海に面していた崖に限らず、丘陵地や台地を刻んでいる谷の斜面にも急崖が多く、過去には、多数の崩壊が記録されている。

(4) 気象

横浜の年平均気温は 16.2℃で、月平均気温が最も低い値は 1 月の 6.1℃、最も高い値は 8 月の 27.0℃である。年降水量は 1730.8mm で、月降水量が最も少ない値は 1 月及び 2 月の 64.7mm、最も多い値は 9 月の 241.5mm である。年平均相対湿度は 67%で、月平均相対湿度の最も低い値は 1 月の 53%、最も高い値は 6 月及び 7 月の 78%である。年平均風速は 3.5m/s で、月平均風速の最も小さい値は 6 月の 3.2 m/s、最も大きい値は 3 月及び 4 月の 3.9 m/s である。6 月、7 月及び 8 月の最多風向が南西であるほかは、各月の最多風向は北である。

上記の数値は 1991 年から 2020 年までの横浜地方気象台における 30 年間の累年平均値である平年値を用いた。

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

本市の人口は 3,776,179 人、世帯数は 1,767,526 世帯であり、最多人口を抱える政令指定都市である。また、人口密度は、1k m²当たり 8,627 人で、区別にみると、1 万人を超えている区が、神奈川区、西区、南区、港南区、港北区の 5 区、9,000 人を超えている区は保土ヶ谷区の 1 区となっている。

一般に大都市では、昼間人口は夜間人口を上回るが、本市では、東京都の影響を受け、夜間人口が昼間人口を上回っている。本市の昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口×100)は平成 27 年時点で 91.7 と低く、東京都区部及び政令市の中で 100 を超えていないのは、横浜市のほかは川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、浜松市及び堺市である。

なお、西区、中区、神奈川区については昼間人口が夜間人口を上回っている。また、市外への流出人口は約 72 万人(うち県内で従業・通学 22 万人、県外で従業・通学 50 万人)、市外からの流入人口は約 41 万人(うち県内で常住 28 万人、県外で常住 13 万人)であり、流出超過人口は約 31 万人となっている。

※(注)人口、世帯数及び人口密度は、令和 3 年 10 月 1 日現在推計

昼間人口、夜間人口及び流出・流入人口は平成 27 年国勢調査結果

(2) 都市構造・人口密集地域等

ア 大規模集客施設等

横浜駅・新横浜駅などの駅ターミナル、日産スタジアム・横浜アリーナ・横浜スタジアムなどの観覧場、パシフィコ横浜などの会議場・展示場、ランドマークタワーなどの超高層ビル等の大規模集客施設等に不特定多数の人が出入りしている。

また、市内には横浜地下街及び相鉄ジョイナス D ブロック、横浜駅東口地下街(ポルタ)、桜木町ゴールデンセンター地下街(ぴおシティ)、関内駅の横浜中央地下街(マリナード)があり、毎日不特定多数の人々が、ショッピング・飲食・娯楽等に訪れ、又は通路として利用している。

イ 建物分布等

本市の建物の棟数（令和3年1月1日現在）は、887,843棟で、このうち木造家屋は、全体の68%に当たる608,434棟である。（「横浜市統計書 [web版]」より）

特に木造家屋の密集している地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区等で、これらの地域には工場、事業所などが混在している。百貨店、映画館、ホテル、キャバレー、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、19,580対象（令和3年4月1日現在）あり、特に西区、港北区などの繁華街に集中している。

ウ 市街地開発の状況

「横浜都心」（関内・関外、みなとみらい21、横浜駅周辺など）、「新横浜都心」（新横浜駅周辺など）、「鉄道駅周辺」（鶴見駅周辺、港北ニュータウン、二俣川・鶴ヶ峰駅周辺、戸塚駅周辺、上大岡駅周辺など）、「京浜臨海部」（東神奈川臨海部周辺、山内ふ頭周辺）など、首都圏や世界に向けて誇れる「都市」としての戦略的なまちづくりを進めている。

エ ライフラインの普及状況

（令和2年3月31日現在）

区分	普及率	普及率の算定方法
水道	100 %	総給水人口/総人口
下水道	100 %	処理区域内人口/総人口
電話	家庭用電話の普及率 16.5 %	住宅用加入数/世帯数

オ 産業活動

京浜臨海部をはじめとして、わが国を代表する大手・中堅企業の研究所、民間の研究機関及び大学機関が多数立地している。

(3) 交通

ア 道路

本市が管理する道路延長は7637.6kmである。道路幅員（車道幅員、国道・自動車専用道路を含む）5.5m未満の道路は、48.5%と多く、救命・救急活動や消防活動の妨げとなっている。

また、幅員19.5m以上の4車線以上が確保できる道路は3.8%と少なく、緊急物資輸送等のための道路が不足している（令和2年4月1日現在）。一方、都市計画道路の整備率は69.1%と政令指定都市の中で低い水準であり、非常に遅れている。

（令和3年4月1日現在）

イ 鉄道

本市内には、JR 東海の東海道新幹線を始め、JR 東日本の東海道線、横須賀線、京浜東北・根岸線、横浜線、鶴見線、南武線、JR 貨物、東急電鉄の東横線、田園都市線、こどもの国線、京急電鉄の本線・逗子線、相模鉄道の本線・いずみ野線・新横浜線、横浜高速鉄道のみなとみらい線、さらに市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン）、横浜シーサイドライン（シーサイドライン）が運行している。

駅の乗降客数は、6社が集中する横浜駅が約129万人/日、2社以上の乗換駅である戸塚駅・日吉駅が15～22万人/日、以下、長津田駅・新横浜駅・菊名駅・上大岡駅・あざみ野駅・大船駅が7～16万人/日となっている。（出典：横浜市統計書〔web版〕）

ウ 港湾

横浜港は、日本と世界を結ぶ貿易の拠点であり、巨大な消費地である首都圏を含む背後圏と道路網・鉄道網で密接に結ばれた良好なアクセス環境を有している。大規模な災害の発生時には、海上からの救援物資輸送や災害復旧支援活動のための防災拠点となる。

横浜港の公共ふ頭は、コンテナターミナルを有する本牧、南本牧、大黒の3ふ頭をはじめ、出田町、瑞穂、新港、山内、山下の各ふ頭と金沢木材ふ頭、客船用の大きな橋ふ頭の計10ふ頭が稼働している。その他、水上交通拠点のみなとみらいさん橋や小型油槽船係留さん橋などが整備されている。

また、横浜港の大きな特徴として、京浜臨海地区、根岸湾周辺地区に大規模工業地帯があり、商業港と工業港の性格を併せ持った総合港湾として、公共及び横浜港埠頭株式会社、横浜川崎港湾株式会社バース78（うちコンテナバース16）のほか、民間バース153の計231バースが稼働している。（令和3年3月現在）

(4) 観光客

令和2年中の本市の観光客入込客数は約1,932万4千人であり、うち観光施設等への日帰り客は約1,532万9千人、宿泊客は約399万4千人である。地域別に見ると、みなとみらい・桜木町地区が最も多く約580万4千人、次いで、山下・関内・伊勢佐木町地区（約428万4千人）、磯子・金沢地区（約201万4千人）となっている。

(5) 米軍施設・自衛隊施設

在日米軍施設としては、根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市区）、鶴見貯油施設、横浜ノース・ドックの4施設（総面積：約150万㎡、平成30年8月1日現在）、自衛隊施設としては陸上自衛隊横浜駐屯地（中央輸送隊等）、自衛隊神奈川県地方協力本部等がある。

(6) 危険物施設

本市には、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された2つの地区（京浜臨海地区、根岸臨海地区）がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態として、次の4類型を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

【特徴】

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

【特徴】

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

緊急対処事態として、次の4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各区局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各区局における平素の業務

《各区局》

各区局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

区局名	平素の業務
総務局 危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の保護に関する総合調整に関すること 2 市国民保護協議会の運営に関すること 3 市国民保護計画に関すること 4 初動体制の整備に関すること 5 職員の配備・動員基準の整備に関すること 6 通信体制の整備に関すること 7 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡体制の整備に関すること 8 国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること 9 研修、訓練に関すること 10 危機情報等の収集、分析、提供に関すること 11 特殊標章等の交付、管理に関すること 12 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報に係る整備に関すること 13 避難施設の指定に関すること 14 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 15 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 16 市民の国民保護措置に関する知識の普及及び啓発に関すること 17 自主防災組織等の支援に関すること 18 物資・資機材（他局に属さないもの）の備蓄に関すること 19 生活関連等施設の安全化対策に関すること 20 その他各区局に属さない国民保護措置等に関すること など
総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の配置、労務に関すること 2 庁舎等の管理に関すること など
政策局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること 2 在日米軍との連絡調整に関すること 3 横浜市立大学との連絡調整に関すること など
財政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること など
国際局	領事館及び各国大使館等との連絡調整に関すること。
市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する広聴に関すること 2 ボランティア団体等に関すること など
こども青少年局	妊産婦、乳幼児・児童等の救護、安全確保及び支援に関すること など
健康福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、防疫に関すること（医療局の所管に属するものを除く。） 2 赤十字標章等の交付、管理に関すること 3 遺体の検案及びこれに必要なこと 4 埋葬・火葬に関すること 5 高齢者、障害者等の救護等に関すること 6 危険動物及びペット動物の対策に関すること 7 日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること など

区局名	平素の業務
医療局	医療に関すること（他の局の所管に属するものを除く。）。
医療局病院経営本部	1 市立病院における傷病者の受入れに関すること。 2 市立病院の医療従事者の派遣に関すること。
環境創造局	1 下水道施設の保全に関すること 2 公園緑地の保全に関すること 3 動物園・繁殖センターにおける危険動物等の対策に関すること など
資源循環局	廃棄物の処理に関すること など
経済局	商工労働団体・機関との連絡調整に関すること など
文化観光局	観光客に対する広報等に関すること など
建築局	1 建築物等の防災に関すること 2 住宅等の建設、補修のための融資等に関すること 3 応急仮設住宅等の確保及び修理に関すること 4 市営住宅に関すること など
都市整備局	被災市街地の復興計画に関すること など
道路局	1 道路・橋梁・河川管理施設の保全に関すること 2 道路の通行規制及び交通の確保に関すること 3 水防に関すること など
港湾局	港湾施設の保全に関すること など
消防局	1 消防活動体制の整備に関すること 2 危険物質等（消防法、火薬類取締法及び高圧ガス保安法（高圧ガス保安法施行令第 22 条各号に掲げるものを除く。）に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 3 装備・資機材の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること
水道局	1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水に関すること など
交通局	1 市営交通施設の保全に関すること 2 地下鉄、市営バス等による運送に関すること
会計室	現金及び物品の出納及び保管に関すること など
教育委員会事務局	1 文教施設の保全に関すること 2 学校における啓発に関すること など
温暖化対策統括本部 デジタル統括本部 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 議会局	他区局に対する応援のための体制整備に関すること
区役所	1 区国民保護計画等に関すること 2 警報等の伝達に関すること 3 避難場所の開設・運営等に関すること 4 避難誘導に関すること 5 その他国民保護措置に関すること など

2 市職員の配備基準等

《各区局》

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、次の体制により、必要な人員を確保する。

ア 消防司令センターの体制

消防司令センターでは、当直職員により、24時間情報収集・伝達体制を確保する。

なお、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合は、直ちに危機管理室等へ連絡し、連携して初動体制の強化を図る。

イ 危機管理宿日直制度

夜間、休日等における危機発生時の、初動対応に必要な災害情報等の収集整理、状況判断及び災害応急対策員への指示等を行うため、市庁舎において危機管理宿日直制度を実施する。

ウ 区運営責任職で編成する輪番制の班制度

夜間、休日等における緊急事態に備え、初動体制を迅速に確保するため、区において、区運営責任職で編成する輪番制の班体制等により、情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施する。

エ 災害応急対策員

総務局緊急対策課に配置する「横浜市災害応急対策員」は、夜間、休日等の警戒勤務に従事し、緊急事態発生時には、危機管理宿日直者の指示に従い、各区局との情報受伝達、市民への情報伝達、各区局に対する指示の伝達等の応急対策を実施します。

なお、情報伝達はマニュアルに基づき、原則として、災害応急対策員が横浜市職員安否・参集確認システム等により関係局危機管理主管課長、関係区防災宿日直職員等に、最初の情報伝達を行う。

オ 緊急対策チーム

勤務時間外に多数の市民の生命・財産を脅かす武力攻撃事態等が発生した場合又はその発生のおそれがある場合には、専門的知識や経験を有する本市職員で構成する緊急対策チームを招集し、事案発生直後の限られた情報から被害状況を推定するとともに、幹部会議開催までの間、市長の意思決定を補佐する。

(3) 区役所と消防署の連携

夜間・休日に緊急対処事態等が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって実施できる事項は、次のとおりである。

ア 初期情報の提供

消防署から区役所総務課長又は輪番担当者に発災初期の情報を連絡する。

イ 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、市民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめる。

ウ 市民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を市民に提供する。

エ 避難所の開設要請

緊急の場合（住民に危険が及ぶおそれがあると認める場合）に、消防署から電話により避難所の開設を関係者に要請する。

(4) 市の体制及び職員の配備基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するための体制を整備するとともに、その配備基準を定める。

事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案が発生した場合には、被害の程度等に応じて、市警戒体制、又は市警戒本部体制を確立し、初動措置を講ずる（【市の組織体制】表中①②）。

政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する（【市の組織体制】表中③）。

事態認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定がない場合は、初動体制を継続する。

ア 市警戒体制

(7) 目的

市警戒体制は、国の事態認定につながる可能性があると考えられる場合又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案が発生し、国の事態認定が行われたときは、直ちに情報収集、伝達ができる体制を立ち上げ、その後の事態の推移状況に応じた体制の強化が迅速に行えることを目的とする。

(イ) 市警戒体制の確立

国の事態認定が行われた場合、あるいは事態認定につながる可能性があると考えられる場合又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、関係区局は、直ちに市警戒体制を確立する。

(ウ) 活動の概要

上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況の収集伝達などが主な活動となる。

イ 市警戒本部体制

(ア) 市警戒本部体制の確立

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案が発生し、国の事態認定が行われた場合、あるいは事態認定につながる可能性があると考えられる場合又はそのような事態が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合において、全区局による対応を行う必要があると考えられるときは、直ちに市警戒本部体制を確立する。

(イ) 活動の概要

武力攻撃事態等の規模、避難・受入れの要否などに応じて、各区局の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

ウ 市対策本部体制

(ア) 市対策本部体制の確立

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。事前に市警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(イ) 活動の概要

市長は、原則として、全職員を配備し、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を行う。

【市の組織体制】

		体制	配備基準	配備内容
事態認定前	①	市警戒体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	総務局危機管理室 関係区局危機管理責任者及び職員
	②	市警戒本部体制	全区局による対応を行う必要があるとき	横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱 (平成4年5月15日制定) 別表第4による1号～5号 配備
事態認定後	①	市警戒体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	総務局危機管理室 関係区局危機管理責任者及び職員
	②	市警戒本部体制	全区局による対応を行う必要があるとき	横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱 (平成4年5月15日制定) 別表第4による1号～5号 配備
	③	市対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、全職員

(5) 危機管理担当職員等への連絡手段の確保

危機管理担当職員等は、参集時の連絡手段として携帯電話等を活用し、電話・メール等による連絡手段を確保する。また、各区局は、横浜市職員安否・参集確認システムを活用し、危機発生時に適切な初動対応がとれるように、職員が速やかに危機情報を受け取り、事案の発生を認知する一方、各区局では、職員の安否及び参集見込みを確認する。

(6) 危機管理担当職員等の参集が困難な場合の対応

危機管理担当職員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定める。

なお、市長（市対策本部長）等の代替職員については、次のとおりとする。

名称	代替職員
市長	副市長、危機管理監
区局長	各区局においてあらかじめ定める

(7) 交代要員等の確保

市（各区局）は、市対策本部が円滑に運営できるよう、次の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食品、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 など

3 消防機関の体制

《消防局》

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署においては、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定め、国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、市は、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮し、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

《総務局》

(1) 危機管理のための連携体制の活用

市（総務局危機管理室）は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対応ができるよう、次の関係機関との連携体制を活用する。

ア 危機対応・防災連携対策会議

市（総務局危機管理室）は、各機関相互の役割分担等が明確になるよう、横浜市、神奈川県、陸上・海上自衛隊、横浜海上保安部（以下「海上保安部」という。）、神奈川県警察（以下「県警察」という。）で構成する「危機対応・防災連携対策会議」を必要に応じて開催する。

イ 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市で構成する「県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会」において、相互の連携や役割分担について、定期的に意見交換する。

(2) 危機管理、関係機関の計画との整合性の確保

市（総務局危機管理室）は、国、県、県下の他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市（総務局危機管理室）は、国民保護協議会等の機能を活用し、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

《総務局》

(1) 防衛省・自衛隊との連携

市（総務局危機管理室）は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、また、自衛隊施設の周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(2) 指定地方行政機関との連携

市（総務局危機管理室）は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 県との連携

《関係局、各区》

(1) 県の連絡先の把握等

市（総務局危機管理室）は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市（総務局危機管理室）は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市（総務局危機管理室）は、県との市国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長（道路局、各区）は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 他の市町村との連携

《総務局、消防局》

(1) 近接する市との連携

市（総務局危機管理室）は、近接市の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災のために締結されている相互応援協定等について必要な見直しなどを行い、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近接市相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市（消防局）は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しなどを行い、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

〈関係区局〉

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先の把握等

市（総務局危機管理室）は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握する。

(2) 医療機関との連携

市（健康福祉局、医療局）は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市（総務局危機管理室、関係区局）は、関係機関から物資及び資機材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組を支援するとともに民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、市は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する大規模集客施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努める。

6 自主防災組織等に対する支援

〈総務局、国際局、市民局、健康福祉局、医療局、消防局、各区〉

(1) 自主防災組織等に対する支援

市（総務局危機管理室、市民局、消防局、各区）は、町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、区防災対策連絡協議会など及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、市は、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市（総務局危機管理室、国際局、市民局、健康福祉局、医療局、各区）は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部、市・区社会福祉協議会及び横

浜災害ボランティアネットワーク会議や各区災害ボランティアネットワーク、医療ボランティア・福祉関係ボランティア・外国語の通訳翻訳ボランティア等との連携を図り、武力攻撃事態等においてもボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各種通信手段の活用及び設備の整備又は整備の促進を図る。

1 通信体制の整備

《総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、各区》

市（総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、各区）は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するため、庁内相互及び県その他関係機関との通信体制を整備する。通信手段としては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net：エムネット）、全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）、携帯電話等、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政用無線、消防無線、下水道無線、港湾無線、水道無線、交通無線）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、危機管理システム、加入電話及び臨時電話、本市の保有する以外の無線局等（アマチュア無線等、関東地方非常通信協議会の無線局）を活用する。

2 通信体制の確保に当たっての留意事項

《総務局、環境創造局、港湾局、水道局、交通局、各区》

(1) 実践的な通信訓練の実施

市（総務局）は、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施に努める。

(2) 無線通信系の輻輳・混信等の対策

市（総務局危機管理室、環境創造局、港湾局、水道局、消防局、交通局、各区）は、無線通信系の輻輳・混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

(3) 災害時優先電話の活用

市（総務局、各区）は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知・伝達、安否情報の収集・整理、被災情報の収集・報告等を行うため、情報収集・提供等の体制の整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

《総務局、政策局、国際局、市民局、健康福祉局、各区》

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市（総務局危機管理室、各区）は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、市（総務局危機管理室、政策局、国際局、市民局、健康福祉局、各区）は、高齢者、障害者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、危機管理における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、既設の通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 関係機関における情報の共有

市（総務局危機管理室）は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

《総務局、政策局、国際局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、文化観光局、医療局病院経営本部、建築局、消防局、交通局、教育委員会事務局、各区》

(1) 警報の伝達体制の整備

市（総務局危機管理室、政策局、国際局、市民局、健康福祉局、消防局、各区）は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

警報の内容は、国、県からの通知に基づいて、テレビ、ラジオによる緊急放送が行わ

れるほか、市では、各区の広報車や携帯マイク、消防ヘリ、防災情報Eメール、緊急速報メール、データ放送、SNS(ソーシャルネットワークサービス)などインターネット等を活用し、迅速・的確な情報伝達に努める。

(2) 県警察等との連携

市(総務局危機管理室)は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、市は、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの市民への周知

市(総務局危機管理室、消防局)は、国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号消防庁国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。

また、市は、避難の遅れやパニック等を起こさないよう、市民に対し、警報や避難指示の意味を知ってもらうため、平素から広報や啓発を行い、できる限り正確に情報伝達できようにする。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市(総務局危機管理室、政策局、市民局、こども青少年局、文化観光局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、建築局、消防局、交通局、教育委員会事務局、各区)は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めるとともに、施設管理者の連絡先等を把握し、随時、情報の更新を行う。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市(総務局危機管理室、各区)は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

《総務局、政策局、市民局、こども青少年局、経済局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、交通局、教育委員会事務局、各区》

(1) 安否情報の種類及び様式

市(総務局危機管理室)は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並

びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（資料編を参照）により、県に報告することができるよう、準備をする。

(2) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための体制整備

市（総務局危機管理室）は、安否情報の収集、整理、報告及び提供を円滑に行うことができるよう、市（総務局危機管理室、政策局、市民局、子ども青少年局、健康福祉局、経済局、医療局病院経営本部、消防局、交通局、教育委員会事務局、各区など）における体制を整備する。

(安否情報の収集等における関係区局の役割分担)

- ・総務局危機管理室 : 各区局から集約した安否情報の取りまとめ、整理、県への報告、照会・回答
- ・政策局 : 横浜市立大学及び報道機関との連絡調整
- ・経済局 : 商工労働団体・機関との連絡
- ・子ども青少年局 : 保育園等における安否情報の収集
- ・健康福祉局 : 在宅要援護者に関する安否情報の収集、社会福祉施設・日本赤十字社神奈川県支部等との連絡
- ・医療局 : 災害拠点病院との連絡調整
- ・医療局病院経営本部 : 市立病院等における安否情報の収集
- ・消防局 : 救出救助、避難誘導や消防団が得られる情報の収集
- ・交通局 : 地下鉄施設等における安否情報の収集
- ・教育委員会事務局 : 市立学校における安否情報の収集
- ・各区 : 避難所及び避難誘導時における安否情報の収集

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市（総務局危機管理室、政策局、市民局、経済局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、交通局、教育委員会事務局、各区）は、安否情報の収集を円滑に行うため、保有する資料等に基づき事業所・学校等安否情報の収集について協力を求める可能性のある関係機関を把握しておくなど、必要な準備をする。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

〈総務局〉

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市（総務局危機管理室）は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報の収集

市（総務局危機管理室）は、収集した被災情報を火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 265 号消防庁長官通知、資料編）により速やかに報告する。

(3) 担当者の育成

市（総務局危機管理室）は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第 5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

1 国民の権利利益の救済に係る手続等

《関係区局》

市（市民局、各区）は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する。また、国民の権利利益の救済にあたっては、国民保護措置を実施した区局が担当するものとし、必要に応じ、外部の専門家等の協力を得ることなどにより、迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 【法第 159 条第 1 項】	特定物資の収用に関する事。【法第 81 条第 2 項】
	特定物資の保管命令に関する事。【法第 81 条第 3 項】
	土地等の使用に関する事。【法第 82 条】
	応急公用負担に関する事。【法第 113 条第 1 項・5 項】
実費弁償 【法第 159 条第 2 項】	医療の実施の要請等に関する事。【法第 85 条第 1・2 項】
損害補償 【法第 160 条】	国民への協力要請によるもの【法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項】
	医療の実施の要請等によるもの【法第 85 条第 1・2 項】
不服申立てに関する事。【法第 6 条、第 175 条】	
訴訟に関する事。【法第 6 条、第 175 条】	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

《関係区局》

市（関係区局）は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、横浜市行政文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害等による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に

保管する等の配慮を行う。

市（関係区局）は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第6 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

《総務局、消防局》

(1) 研修機関における研修の活用

市（総務局、消防局）は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研修センター、市職員研修センター及び市消防訓練センター等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市（総務局）は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、市（総務局危機管理室、消防局）は、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市（総務局）は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用する。

2 訓練

《各区局》

(1) 市における訓練の実施

【法第42条】

市（総務局危機管理室）は、国、県及び近隣市等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携に

よる、NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練は、実際に人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練とする。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練等を実施する。

- ・ 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ・ 警報・避難の指示等の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ・ 避難誘導訓練及び救援訓練 など

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ・ 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ・ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ・ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ・ 市（総務局危機管理室、各区）は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- ・ 市（関係区局）は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ・ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載されているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

《総務局、こども青少年局、健康福祉局、消防局、教育委員会事務局、関係区局》

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、地形図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

ア 地形図

イ 人口分布

- ・ 夜間人口、世帯数
- ・ 昼間人口
- ・ 地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網・輸送力

- ・ 緊急輸送路リスト、緊急輸送路路線図
- ・ 鉄道輸送力
- ・ 港湾施設
- ・ ヘリポート

エ 避難施設

- ・ 避難住民を収容することができる施設

オ 生活関連等施設等のリスト

カ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 隣接する市との連携の確保

市（総務局危機管理室、消防局）は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童等災害時要援護者への配慮

市（こども青少年局、健康福祉局、各区）は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童等自ら避難することが困難な者の避難については、横浜市防災計画「震災対策編」の要援護者対策を準用し、災害時要援護者の避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市（総務局危機管理室、消防局、各区）は、民間事業者による物理的スペースの提供、事業所単位での地域の避難誘導の主導、近隣地域への情報提供等、避難住民の誘

導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築する。

(5) 学校や事業所との連携

市（総務局危機管理室、消防局、教育委員会事務局、各区）は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設及び旅客輸送関連施設との連携

市（総務局、関係区局）は、大規模集客施設旅客輸送関連施設にいる多くの人々の避難等の国民保護措置が円滑に行われるように、施設管理者等に対して、武力攻撃事態等に対応するための危機管理・自主防災・自衛消防対策の見直し、強化を要請するとともに必要に応じて指導、助言を行い、また、施設管理者等に避難等の訓練への参加を要請する。

2 避難実施要領のパターンの作成

《総務局》

市（総務局危機管理室）は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

《総務局、政策局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、各区》

(1) 基礎的資料の準備

市（総務局危機管理室、健康福祉局、医療局）は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関及び備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

ア 物資

- ・ 備蓄場所、備蓄物資等

イ 医療の提供

- ・ 災害拠点病院、感染症指定医療機関
- ・ 医療器具、医薬品等の備蓄

ウ 埋葬及び火葬

- ・ 火葬施設
- ・ 埋葬施設

(2) 県との調整

市（総務局危機管理室）は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

(3) 医療関係団体等との調整

市（総務局、政策局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、各区）は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、NBC 攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 電気通信事業者との調整

市（総務局危機管理室）は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

4 運送の確保に関する体制の整備

〈総務局危機管理室、経済局、道路局、港湾局、交通局〉

市（総務局危機管理室、経済局、道路局、港湾局、交通局）は、武力攻撃事態等における避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、県と連携して市内の輸送力並びに輸送施設についてあらかじめ把握する。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市（総務局危機管理室、経済局、道路局、港湾局、交通局）は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市（総務局危機管理室、経済局、道路局、港湾局、交通局）は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

〈総務局、施設所管区局〉

(1) 避難施設の指定の考え方

市長（総務局危機管理室）は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等を踏まえ、避難施設の指定を行う。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 避難場所として、地域防災拠点の小中学校等を指定するとともに、要援護者用の福祉避難所として、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等の施設を指定するよう配慮する。また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

- イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。本市のような大都市においては、国の対策本部長により直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示がなされることから、十分な避難施設の指定に努めるよう配慮する。
- エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

市長（総務局、施設所管区局）は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の指定の報告

市長（総務局危機管理室）は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したときには、知事に報告する。

(5) 避難施設の状況の把握

市（総務局危機管理室）は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができるよう、避難施設の状況を把握するよう努める。

(6) 市民に対する情報提供

市（総務局危機管理室、関係区局）は、避難施設の場所や連絡先等、市民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(7) 大規模集客施設への協力要請

市（総務局危機管理室、関係区局）は、県と連携し、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に当該施設の利用客及び付近の歩行者が一時的に留まることができるよう、大規模集客施設に対し、協力を要請する。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特に配慮するため、必要な事項について定める。

1 生活関連等施設の把握

《総務局》

市（総務局危機管理室）は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

国民保護法施行令		施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

2 生活関連等施設の安全確保

《総務局、健康福祉局、環境創造局、経済局、医療局、医療局病院経営本部、
港湾局、消防局、水道局、交通局》

市（総務局、経済局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局）は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市の管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

- ・ 施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認に留意すること など

3 市が管理する公共施設等における警戒

《各区局》

市（各区局）は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察、海上保安部との連携を図る。

第4章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

≪総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、
資源循環局、消防局、水道局、各区≫

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材については、防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所（消防出張所備蓄庫）、方面別備蓄庫に備蓄されている。また、医療救護隊用の医薬品等は薬局、休日急患診療所及び区役所に、応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）は全ての地域防災拠点に備蓄されている。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

また、必要となる物資や資機材の種類、所在、整備計画、関係機関からの調達方法等について検討する。

(3) 県及び事業者等との連携

市（総務局危機管理室）は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、市（関係区局）は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備・点検等

《各区局》

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市（各区局）は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備・点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市（環境創造局、水道局）は、市が管理する上下水道、工業用水道といったライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市（各区局）は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

《総務局、消防局、教育委員会事務局、関係区局》

(1) 啓発の方法

市（総務局危機管理室、消防局、関係区局）は、国及び県と連携して、市民に対し、広報誌紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。

また、市は、高齢者、障害者、外国人等に対しては、大きな文字、点字、外国語等を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市（総務局危機管理室、消防局、関係区局）は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

教育委員会事務局は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

《総務局、消防局、各区》

市（総務局危機管理室、消防局、各区）は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等（市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官をいう。）に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、武力攻撃事態等の類型に応じて市民がとるべき行動についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。この場合において、武力攻撃事態等に関する市民の災害イメージの形成は、自然災害と比較してさらに困難であることを踏まえた啓発内容とすべきことに留意する。

また、市は、日本赤十字社神奈川県支部、県などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、市は初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定前の段階等における市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における初動体制の整備及び初動措置

《総務局、関係区局》

(1) 初動体制

市長（総務局危機管理室、関係区局）は、事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案を把握した場合には、国の事態認定前における初動体制を確立し、初動措置を講ずる。

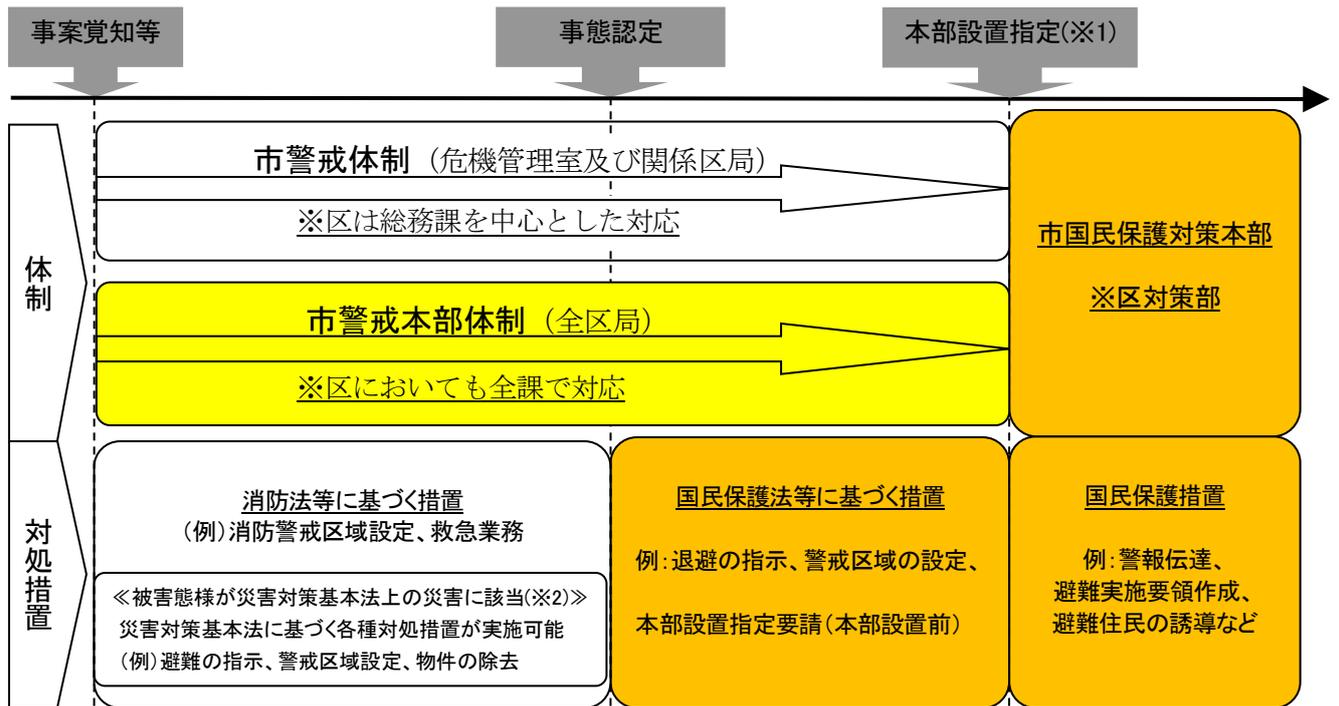
また、市長は、被害の程度等に応じて、第2編第一章第1「2 市職員の配備基準等」に基づき、市警戒体制又は市警戒本部体制をとる。

ア 市警戒体制における区の対応

市警戒体制の下、総務課を中心とする関係各課が情報収集等の対応に当たるとともに、上位の体制への移行を考慮した職員への連絡体制を確保する。

イ 市警戒本部体制における区の対応

市警戒本部体制の下、武力攻撃事態等の規模などを踏まえ、区役所全課が各課の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

(2) 初動措置の確保

市（総務局危機管理室、消防局）は、初動体制下において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場における消防法による火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、国、県等から入手した情報を各区局等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市（総務局危機管理室）は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長（総務局危機管理室）は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長（総務局危機管理室）は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行

市（総務局危機管理室）は、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合については、直ちに市対策本部を設置し、(1)

で設置した初動体制は廃止する。

2 市対策本部への移行に要する調整

《総務局》

市（総務局危機管理室）は、市対策本部の設置前に横浜市防災計画及び横浜市緊急事態等対処計画に基づく各種措置を講じている場合には、必要な調整を行う。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を各区局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

《総務局》

市（総務局危機管理室）は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、初動体制を確立し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長（総務局危機管理室）は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるような全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

第1 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

《各局、区対策部》

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

【法第25条】

市長（総務局危機管理室）は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

【法第27条】

指定の通知を受けた市長（総務局危機管理室）は、直ちに市対策本部を設置する。事前に市警戒本部体制等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員等の参集

総務局危機管理室は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、横浜市職員安否・参集確認システム等の連絡網を活用し、市対策本部等に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

総務局危機管理室（本部運営チーム）は、市庁舎10階危機管理室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

(5) 市対策本部設置の連絡

市長（総務局危機管理室）は、市対策本部を設置したときは、市会にその旨を連絡する。

(6) 交代要員等の確保

市（各局、区対策部）は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食品、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(7) 本部の代替機能の確保

市（総務局危機管理室）は、市庁舎が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の

状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

第1順位：横浜メディアタワー統制室

第2順位：市長公舎

(8) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請

【法第26条】

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織構成及び機能

【法第27、28条】

(1) 市対策本部

ア 組織

(ア) 市対策本部長

市対策本部長は、市長をもって充てる。

(イ) 市対策副本部長

市対策副本部長は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

(ウ) 市対策本部員

市対策本部員は、技監、横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）に定める統括本部及び局の長、消防局長、水道局長、交通局長、病院経営本部長、会計室長、教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、議会局長、各区長及び市対策本部長が必要と認める者をもって充てる。

(エ) 対策部長等

統括調整部長、応急対策部長、被災者対策部長、復旧対策部長は、危機管理監及び副市長をもって充てる。

(オ) 対策部等

局横断的な業務を組織的かつ迅速に対応するため、副市長を長とする3つの対策部と危機管理監を長とする統括調整部を編成する。

(カ) 機能別チーム

対策部等の下に、複数局を統合した17の機能別チームを必要に応じて設置する。

(キ) 危機管理情報補佐官

危機管理情報補佐官は、政策局政策調整担当理事をもって充てる。

(ク) 局等

統括本部、会計室及び全局をもって充てる。

イ 職務権限

(7) 市対策本部長

【法第 29 条】

市内における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

a 市の区域内における国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

b 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

c 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

d 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

e 教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(イ) 市対策副本部長（副市長、危機管理監）

a 市対策本部長の補佐

b 市対策本部長に事故があるとき、又は市対策本部長が欠けたときの職務代理

c 各対策部長として、統括調整部、応急対策部、被災者対策部又は復旧対策部の統括

(ウ) 各局長

a 市対策本部長の命による市対策本部の事務

b 各局の所属職員に対する指示

(工) 危機管理情報補佐官（政策局政策調整担当理事）

危機管理監を補佐し、武力攻撃事態等の発生時等の情報発信に関する市対策本部の広報・報道の責任者として、市民等に対して広報する情報の選択、広報時期、利用する媒体、発信者等を決定するなど、情報発信に関する総合的な活動、対応方針の決定

(オ) 各局副局長

- a 局長の補佐
- b 局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときの職務代理

(カ) チーム長（原則として部長級以上の職員）

- a チームの統括
- b チーム員の活動・対応方針案の策定
- c 統括調整部長、応急対策部長、被災者対策部長又は復旧対策部長の補佐

(キ) チーム員

- a 活動・対応方針案の策定
- b チーム長の補佐

(ク) 各局等の班長（課長）

班員に対する指示

(ケ) 班員（係長、職員）

班長の指示に基づく国民保護措置

ウ 運営

(ア) 市対策本部会議

- a 市対策本部長は、国民保護に関する対応方針等を徹底し、また、情報共有を図るため、市対策本部会議を開催する。
- b 市対策本部長は、本市の対応方針等について、全局長等を招集し決定する必要があると認めた場合に市対策本部会議を開催する。
- c 市対策本部会議には、必要に応じて、自衛隊、横浜海上保安部、県警察、等関係機関に出席を求める。

(イ) 幹部会議

市対策本部長は、本市の国民保護に関する対応方針等を、迅速に意思決定するため、幹部会議を開催する。

構成員は、市対策本部長、対策副本部長、技監、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、健康福祉局長、消防局長、危機管理情報補佐官、危機管理室長とし、必要に応じて関係局長・区対策部長等を指名することができる。

(ウ) **連絡調整会議**

各局、各チーム及び各区対策部間の情報共有や必要な連絡調整を行うため、連絡調整会議を開催する。ただし、区対策部は、必要に応じて会議に参加するものとする。構成員は、各局副局長又は総務課長、区対策副部長又は総務課長とする。

(エ) **関係職員の派遣**

各局は、情報収集員1名以上を市対策本部に派遣するとともに、関係するチームが設置された場合は、チーム長又はチーム員を派遣する。

(オ) **チーム間の連携**

各チームは、それぞれが迅速かつ的確に対応方針決定等を行えるよう相互に連携するものとする。

(カ) **チームと局の協力**

チーム構成局以外の局は、チームから方針決定等のため協力等を求められた場合には、速やかに応じるものとする。

(キ) **職務代理**

市本部長、市副本部長、局長、班長（隊長）等が不在等の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行う。

(2) **区対策部**

市対策本部の下、原則として全職員を配備し、区対策部を組織する。事前に市警戒本部等を設置していた場合は、市対策本部の設置に伴い、区対策部体制に切り替える。

ア 組織

(ア) **区対策部長**

区対策本部長は区長をもって充てる。

(イ) **区対策副部長**

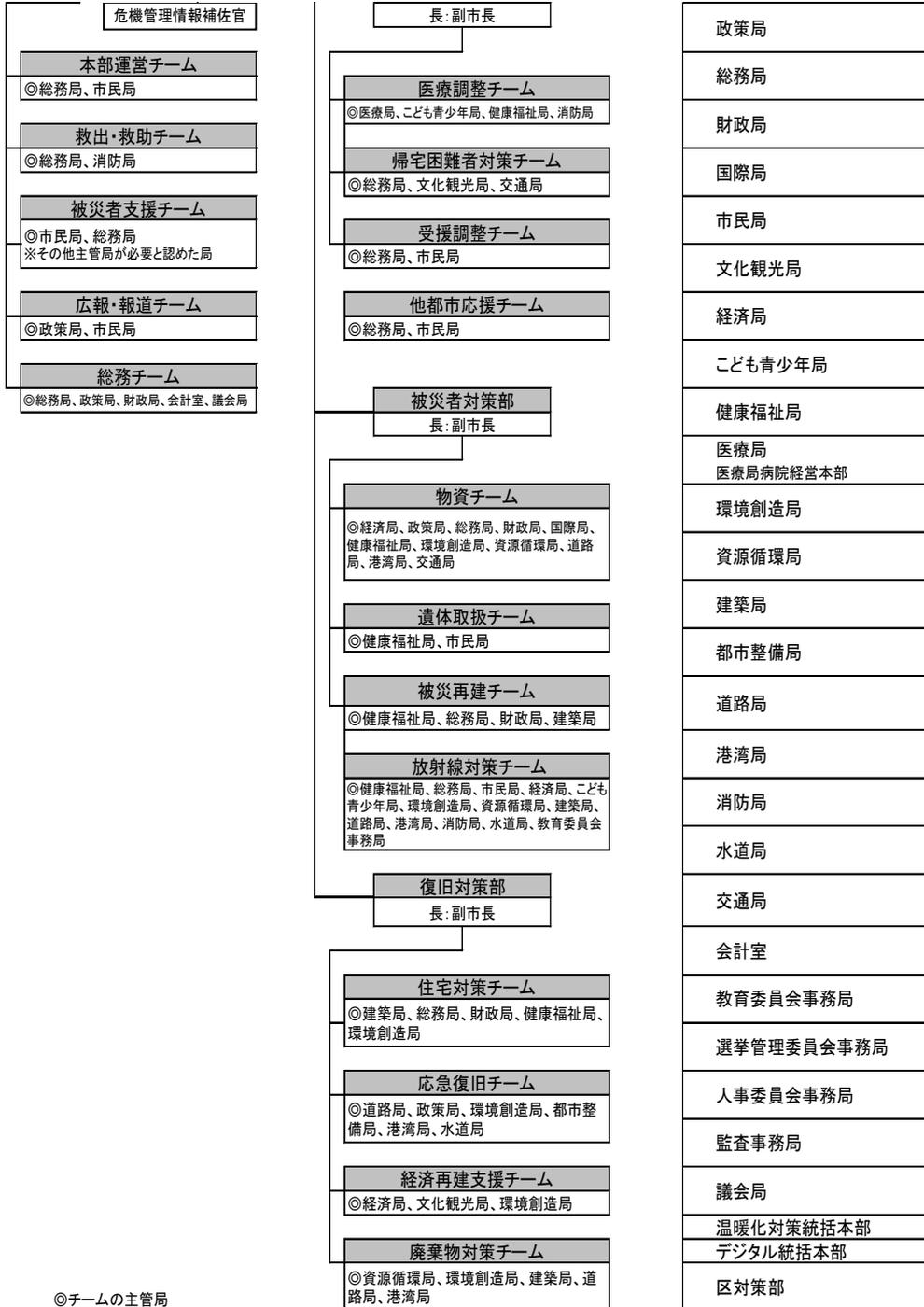
区役所部長、資源循環局事務所長、土木事務所長、消防署長及び水道局水道事務所長をもって充てる。

イ 運営

区国民保護計画又はマニュアル等に基づき、国民保護措置を実施する。

3 組織及び事務分掌

市・区本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。



◎チームの主管局

政策局
総務局
財政局
国際局
市民局
文化観光局
経済局
こども青少年局
健康福祉局
医療局 医療局病院経営本部
環境創造局
資源循環局
建築局
都市整備局
道路局
港湾局
消防局
水道局
交通局
会計室
教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査事務局
議会局
温暖化対策統括本部
デジタル統括本部
区対策部

(1) 各部の組織及び事務分掌

ア 統括調整部

(ア) 本部運営チーム

構成局	事務分掌	
総務局 (主管局) 市民局	統括・ 情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部の設置及び運営に関すること。 2 市対策本部全体の活動集約及び対策本部長指示等に関すること。 3 統括調整部の総合調整及びチームの統制に関すること。 4 市対策本部会議、幹部会議、連絡調整会議及び緊急対策チーム会議の開催に関すること。 5 市が行う国民保護措置に関する総合調整に関すること。 6 避難要領に関すること。 7 被害情報、安否情報、救援状況等の収集・整理・伝達に関すること。 8 各区対策部、各局、各チーム並びに関係機関の対応状況等の集約及び連絡調整に関すること。 9 県対策本部長に対する総合調整の要請等 10 関係機関や危機管理室所管の協定締結機関等への協力要請に関すること。 11 市対策本部動員者の受け入れに関すること。 12 統括調整部及び本部運営チームの庶務に関すること。 13 防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関すること。 14 本部運営チームの事務分掌及びその他特命事項に関すること。
	運用調 整班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報、安否情報、救援状況等の把握・整理に関すること。 (安否情報の県への報告を含む。) 2 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。 3 自衛隊、県警察、海上保安庁等防災機関との連絡調整に関すること。 4 現地調整所に関すること。 5 各種輸送手段の調整に関すること。 6 救出・救助チームとの連携に関すること。 7 帰宅困難者チームとの連携に関すること。

(イ) 救出・救助チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 消防局	1 救出・救助活動及び行方不明者捜索、その他各種支援に係る自衛隊、県警察及び海上保安庁との調整に関する事 2 避難誘導に関する事 3 米軍及び海外救援部隊等の受入れ及び活動調整に関する事 4 緊急輸送路及び海上輸送路の確保に係る調整に関する事

(ウ) 被災者支援チーム

構成局	事務分掌
市民局（主管局） 総務局 ※その他主管局が必要と認めた局	1 被災者状況（広域避難者を含む。）の全体把握等に関する事 2 区対策部が行う被災者支援業務の後方支援（被災者支援に係る市対策部のチーム間又は局間の調整を含む。）及び被災者支援に係る区対策部間の調整に関する事

(エ) 広報・報道チーム

構成局	事務分掌
政策局（主管局） 市民局	1 広報計画の立案及び総合調整に関する事 2 国民保護措置関連情報の広報の実施に関する事 3 報道機関との連絡調整に関する事 4 記者発表に係る統制及び総合調整に関する事

(オ) 総務チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 政策局 財政局 会計室 議会局	1 総務業務の全般統制に関する事 2 市会対応（議会運営）に関する事 3 財源確保、予算執行支援に関する事 4 利用可能な市有地等の確保と利用調整に関する事 5 利用可能な市管理の公共建築物の確保と利用調整に関する事 6 現金調達に関する事 7 その他、市対策本部における市政運営の調整に関する事

イ 応急対策部

(ア) 医療調整チーム

構成局	事務分掌
医療局（主管局） こども青少年局 健康福祉局 消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・保健活動に係る総合調整に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、神奈川県等関係機関との連絡調整に関すること。 3 医療機関の被災状況、受入状況等の把握並びに診療可能医療機関の情報提供に関すること。 4 医療救護隊の配置調整等に関すること。 5 他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健職員等の受入れ・運用調整に関すること。 6 避難所等への医療提供及び保健衛生指導等に関すること。 7 被災者の心身の健康保持及び疾病予防に関すること。 8 広域搬送も含めた患者の搬送・転院に係る調整に関すること。 9 医薬品等の供給調整に関すること。

(イ) 帰宅困難者対策チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 文化観光局 交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者対策の全般統制に関すること。 2 主要駅及び周辺の滞留者の状況把握に関すること。 3 帰宅困難者一時滞在施設の開設及び受入れ状況の把握に関すること。 4 帰宅困難者一時滞在施設への人的・物的支援の調整に関すること。 5 パシフィコ及びアリーナの開設及び運営に関すること。 6 帰宅困難者の輸送調整に関すること。

(ウ) 受援調整チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 受援に係る総合調整に関すること。 2 各区本部及び各局の受援ニーズの把握に関すること。 3 他都市への応援職員の派遣要請及び連絡調整に関すること。 4 応援職員の受入れ及び配置に関すること。 5 応援職員の宿泊等の調整に関すること。 6 個別の協定等に基づき他都市から直接受援を受ける水道局、健康福祉局及び資源循環局等の受入状況等の把握に関すること。 7 職員の動員状況の集約に関すること。 8 区等への市・区職員の応援派遣に関すること。

(イ) 他都市応援チーム

構成局	事務分掌
総務局（主管局） 市民局	<ol style="list-style-type: none">1 他都市の被災情報及び被災者情報等の収集・整理・伝達に関すること。2 各区・市対策本部各局及び関係機関の他都市応援状況の集約に関すること。3 各区対策部・市対策本部各局、関係機関、被災自治体、被災地における事務所との他都市応援に関する連絡調整に関すること。4 派遣可能な職員の人数、物資の種類・数量、その他の応援規模及び開始時期の調整に関すること（ただし、専門性の高い業務で所管部署において対応すべき派遣項目を除く）。5 被災地における事務所の設置に関すること。6 各受入施設所管部署への受入施設の開設と被災者受入れの指示に関すること。7 各受入施設を通じた被災者への各種行政支援情報の提供に関すること。8 受入施設から安定的に自立して生活できる住宅等（市営住宅等）への入所あっせんに関すること。9 受入施設情報（開設期間、設備等）の発信調整に関すること。

ウ 被災者対策部

(7) 物資チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 政策局 総務局 財政局 国際局 健康福祉局 環境創造局 資源循環局 道路局 港湾局 交通局	1 物資に係る全般統制に関する事。 2 協定に基づく食料・生活必需品等の調達に関する事。 3 備蓄物資の供給に関する事。 4 国、県、他都市等への救援物資の要請・受入れに関する事。 5 物資の配分・供給に関する事。（給水作業に関する事を除く。） 6 被災者の物資ニーズの全市的集約に関する事。 7 米軍からの救援物資の受入れに関する事。 8 海外都市・各国大使館からの救援物資の受入れに関する事。 9 物資輸送に係る自衛隊への支援要請・調整に関する事。

(イ) 遺体取扱チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 市民局	1 火・埋葬に関する総合調整に関する事。 2 遺体安置所の運営状況の把握に関する事。 3 遺体の検案処置に係る連絡調整に関する事。 4 県警察・葬祭業者等との調整に関する事。 5 広域火葬に係る連絡調整に関する事。 6 身元不明遺体の取扱に関する事。

(ウ) 被災再建チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 総務局 財政局 建築局	次に掲げる被害調査、貸付金等に係る全般の調整に関する事。 1 建物等の被災状況の全体把握に関する事。 2 生活再建などのための貸付金に関する事。 3 法律等の定めによる税金の減免等に関する事。 4 義援金に関する事。

(I) 放射線対策チーム

構成局	事務分掌
健康福祉局（主管局） 総務局 市民局 経済局 こども青少年局 環境創造局 資源循環局 建築局 道路局 港湾局 消防局 水道局 教育委員会事務局	1 市の放射線対策の基本的事項の協議と調整に関すること。 2 放射線量の測定とその結果に伴い必要となる対応の協議と調整に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、チーム長が必要と認める事項の協議と調整に関すること。

エ 復旧対策部

(7) 住宅対策チーム

構成局	事務分掌
建築局（主管局） 総務局 財政局 健康福祉局 環境創造局	1 住宅対策に係る全般統制に関する事。 2 応急仮設住宅の供給・維持管理・居住支援に関する事。 3 応急修理・障害物の除去に関する事。

(イ) 応急復旧チーム

構成局	事務分掌
道路局（主管局） 政策局 環境創造局 都市整備局 港湾局 水道局	1 通行情報の提供に関する事。 2 港湾岸壁の使用可能情報の提供に関する事。 3 ライフラインの復旧工事の情報提供に関する事。

(ウ) 経済再建支援チーム

構成局	事務分掌
経済局（主管局） 文化観光局 環境創造局	1 中小企業等への融資に関する事。 2 農林漁業者等への融資に関する事。 3 観光の復旧支援に関する事。

(イ) 廃棄物対策チーム

構成局	事務分掌
資源循環局（主管局） 環境創造局 建築局 道路局 港湾局	1 廃棄物の収集運搬・処理処分に関する事。 2 廃棄物の仮置場の設置に関する事。 3 仮設処理施設の設置に関する事。

(2) 各局及び各区の組織及び事務分掌

武力攻撃事態等における市対策本部の各局部の業務は次のとおりとする。

局名	武力攻撃事態等における業務
総務局 危機管理室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部に関すること 2 通信体制の確保に関すること 3 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡調整に関すること 4 危機情報等の収集、分析、提供に関すること 5 特殊標章等の交付、管理に関すること 6 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報に関すること 7 被災情報の収集・提供に関すること 8 安否情報の収集・提供に関すること 9 生活関連等施設、危険物質等の取扱所の安全対策の支援に関する こと 10 国民保護措置に要した費用の支弁等の手続等に関すること 11 その他各局に属さない国民保護措置等に関すること など
政策局	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関との連絡調整に関すること ※広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動 2 在日米軍との連絡調整に関すること 3 市対策本部長及び市対策副本部長（副市長に限る。）の秘書に関する こと 4 市長公舎の管理保全に関すること 5 国民保護に関する広報に関すること など
総務局 （危機管理室を除く）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁舎の管理保全に関すること 2 借り受ける建物の被害状況の確認に関すること 3 所管車両の保全に関すること 4 輸送業務に関すること 5 重要文書及び公印の保全に関すること 6 緊急で重要な法律問題に対する支援に関すること 7 他都市応援職員の受入れ等に関すること など
財政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 2 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること など
国際局	<ol style="list-style-type: none"> 1 領事館及び各国大使館等との連絡調整に関すること。 2 海外からの支援に係る連絡調整に関すること。
市民局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に関する広聴に関すること 2 ボランティアとの協力体制に係る情報収集及び連絡調整に関する こと など
文化観光局	大規模施設への連絡・調整等
こども青少年局	妊産婦、乳幼児・児童等の救護、安全確保及び支援に関すること など

健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療、防疫に関すること（医療局の所管に属するものを除く） 2 赤十字標章の交付、管理に関すること 3 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 4 埋葬・火葬に関すること 5 高齢者、障害者等の救護に関すること 6 危険動物及びペット動物の対策に関すること 7 日本赤十字社神奈川支部との連絡調整に関すること など
医療局	医療に関すること（他の局の所管に属するものを除く）
医療局病院経営本部	<ul style="list-style-type: none"> 1 市立病院における傷病者の受入れに関すること 2 市立病院の医療従事者の派遣に関すること
環境創造局	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道管理施設の保全に関すること 2 公園緑地の保全に関すること 3 動物園・繁殖センターにおける危険動物等の対策に関すること など
資源循環局	廃棄物の処理に関すること など
経済局	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工労働団体・機関との連絡調整に関すること 2 生活必需品の調達に関すること など
建築局	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物等の防災に関すること 2 住宅等の建設、補修のための融資等に関すること 3 応急仮設住宅等の確保及び修理に関すること 4 市営住宅に関すること など
都市整備局	被災市街地の復興に関すること など
道路局	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁・河川管理施設の保全に関すること 2 道路の通行規制及び交通の確保に関すること 3 水防に関すること など
港湾局	港湾施設の保全に関すること など
水道局	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水に関すること など
消防局	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関すること 2 緊急消防援助隊の要請及び受入れに関すること 3 消防団活動に関すること など
交通局	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営交通施設の保全に関すること 2 地下鉄、市営バス等による運送に関すること など
会計室	現金及び物品の出納及び保管に関すること など
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 文教施設の保全に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 被災児童及び生徒の授業料等の減免に関すること 4 避難場所（学校施設に限る）の開設等の協力に関すること など
温暖化対策統括本部 デジタル統括本部 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局	他局に対する応援に関すること

議会局	
部名	武力攻撃事態等における業務
区対策部（※）	1 警報等の伝達に関する事 2 避難場所の運営等に関する事 3 避難誘導に関する事 4 救援に関する事 5 その他国民保護措置に関する事 など

※ 土木事務所にあつては、道路局長が全市的・統一的な対応（道路等の保全や道路の通行規制及び交通の確保など）を必要と認める場合、その指示を優先する。

（3）横浜市国民保護現地対策本部の設置

《本部運営チーム》

【法第 28 条 8 項】

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、横浜市国民保護現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

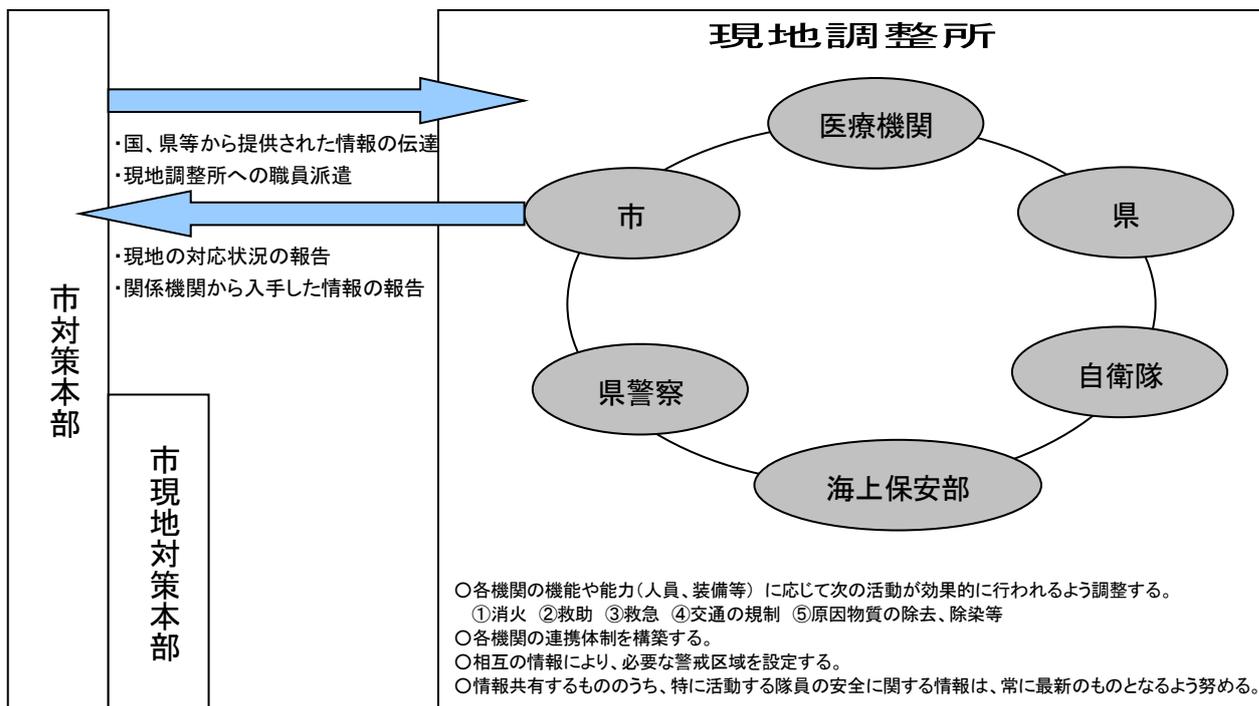
市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

（4）現地調整所の設置

《本部運営チーム》

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の概念図】



【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる)。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することとする。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が設置するものであるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。その場合においては、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たるものとする。

4 市災害対策本部の廃止

【法第 30 条】

市長（総務局危機管理室）は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第 2 情報の収集伝達

1 通信の確保

《総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、区対策部》

(1) 情報通信手段の確保

市（総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、区対策部）は、携帯電話等、衛星電話、本市の所有する無線通信網（防災行政用無線、消防無線、下水道無線、港湾無線、水道無線、交通無線）、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、危機管理システム、加入電話及び臨時電話などを活用し、また、本市の保有する以外の無線局等（アマチュア無線等、関東地方非常通信協議会の無線局）の協力を得て、情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市（総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、区対策部）は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、市（総務局）は、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳・混信等の対策

市（総務局危機管理室）は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

2 広報・報道の実施

《総務局、政策局、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム》

市（総務局危機管理室、政策局、本部運営チーム、広報・報道チーム、区対策部）は、県との連携のもと、保有するさまざまな機能を活用して、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等を迅速・的確に広報する。

また、市は、必要に応じて、他の機関、団体等の協力を求めて広報する。

(1) 広報

ア 広報媒体

紙媒体、ICT（情報通信技術）及び広報番組等、複数の広報媒体（伝達手段）により広報を行う。

(7) 紙媒体による広報（災害情報に関する印刷物の掲出）

補助的な広報ツールとして、自治会町内会等の掲示板に可能な範囲での掲出を依頼する。

(イ) ICT（情報通信技術）を利用した広報

市ホームページ、防災情報Eメール、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、テレビ神奈川のデータ放送等により広報を行う。

(ウ) 広報番組

テレビやラジオ等、市の広報番組での情報提供を行う。

イ その他の広報

(7) 消防局航空隊（消防ヘリコプター）による広報

必要に応じて航空隊（消防ヘリコプターに搭載のスピーカー）により、市民に対して各種情報提供や避難の指示の伝達、避難誘導等を実施する

(イ) 広報車の利用

区対策部は、補助的な広報ツールとして、災害の状況に応じて利用する。

(ウ) 職員による広報

区対策部は、広報車の活動が不能な地域又は特別に必要が認められる地域に対して、職員を派遣して広報を実施する。

(エ) その他

自治会・町内会の連絡網を活用した広報、市の所有する公共施設等での周知など、あらゆる手段を活用して広報を実施する。

(2) 報道機関への発表

ア 市対策本部からの発表は、情報の重要度に応じ、市対策本部長、危機管理監、危機管理室長又は危機管理部長が行う。

イ 情報提供は、混乱を防止するため、市対策本部広報・報道チームの定める場所、方法で行う。

ウ 市対策本部から発表された事項については、各局と連絡がとれるよう、各局は広報担当職員をあらかじめ指定する。

エ 市政記者、ラジオ・テレビ記者のために臨時記者室を必要に応じて確保する。

第3章 関係機関との相互の連携・協力

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部等との連携

《総務局、本部運営チーム》

(1) 国・県の対策本部との連携

市（総務局危機管理室）は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市（総務局危機管理室）は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市（総務局危機管理室）は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

《総務局、本部運営チーム、受援調整チーム》

(1) 県への措置要請

【法第16条】

市（総務局危機管理室）は、市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

【法第16条】

市（総務局危機管理室）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長へ、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請の求め

【法第 21 条】

市（総務局危機管理室、本部運営チーム、受援調整チーム）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

〈総務局、本部運営チーム〉

【法第 20 条】

(1) 市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする自衛隊神奈川地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあつては市の区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては市の区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

〈総務局、本部運営チーム〉

(1) 他の市町村への応援の要求

【法第 17 条】

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村に対して応援を求める。

(2) 県への応援の要求

【法第 18 条】

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

【法第 19 条】

ア 市（総務局）が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市（総務局）は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

《総務局》

【法第 151 条、152 条】

(1) 市（総務局）は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、市は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市（総務局）は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、市は、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

《総務局、他都市応援チーム》

【第 17 条】

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 市（総務局、他都市応援チーム）は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市会に報告するとともに、市（総務局、他都市応援チーム）は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市（総務局）は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

〈総務局、市民局、経済局、関係区局、区対策部、物資チーム〉

(1) 自主防災組織等に対する支援

市（総務局危機管理室、市民局、区対策部）は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市（総務局危機管理室、市民局、区対策部）は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、公共施設等に臨時に設置される災害ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市（総務局、経済局、関係各局、区対策部、物資チーム）は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

〈関係各局、区対策部〉

市（関係各局、区対策部）は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導【法第 70 条】
- ・ 避難住民等の救援【法第 80 条】
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置【法第 115 条】
- ・ 保健衛生の確保【法第 123 条】

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達及び通知

《総務局、政策局、消防局、関係各局、区対策部》

(1) 警報の内容の伝達

【法第47条】

市長（総務局、消防局、関係各局、区対策部）は、知事から警報の内容の通知を受けたときは、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに市民及び自治会、町内会等の関係団体に伝達する。

(2) 警報の内容の通知

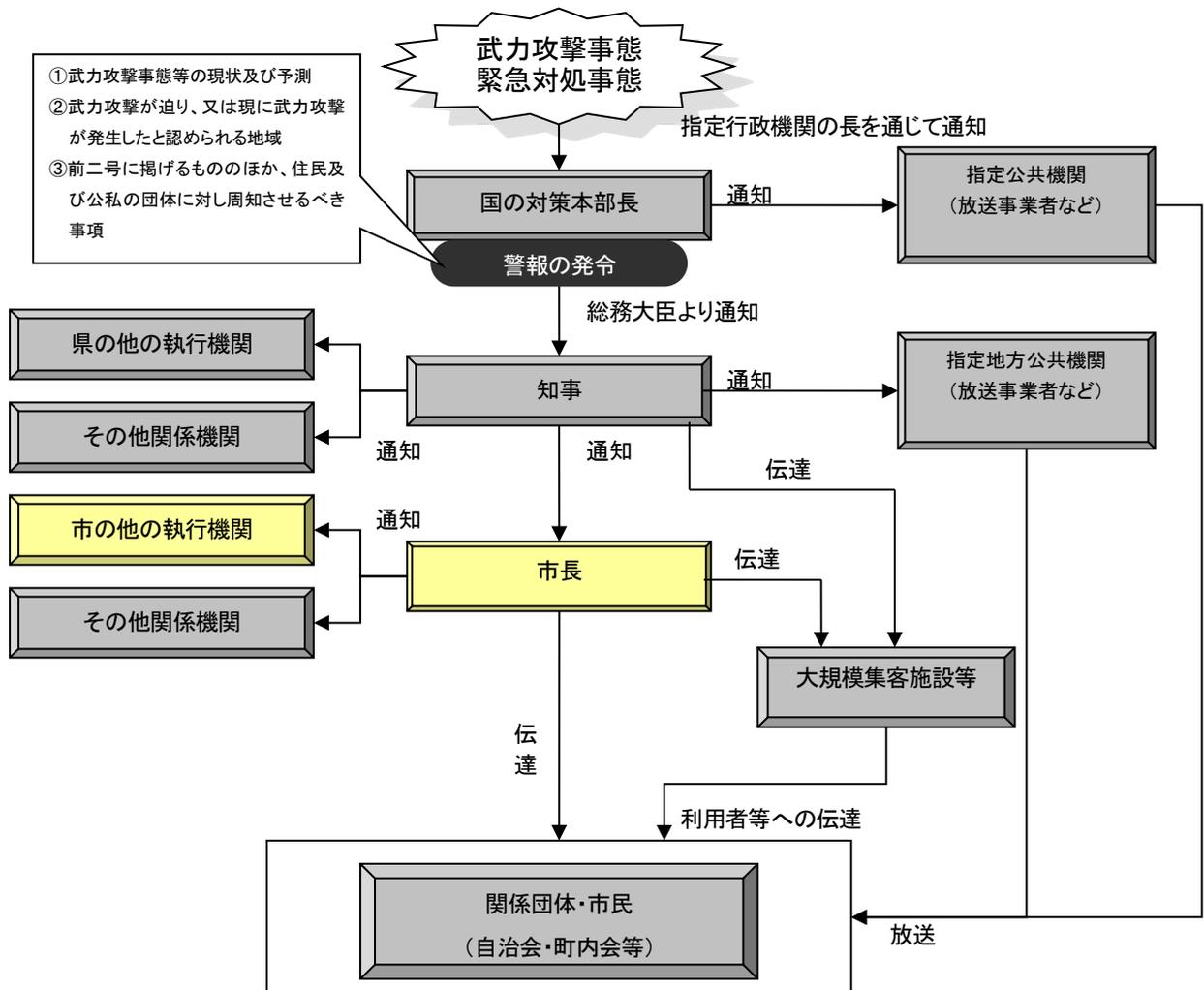
【法第47条】

ア 市長（総務局危機管理室、関係各局、区対策部）は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市長（総務局危機管理室、政策局、区対策部）は、警報が発令された旨の記者発表については速やかに行うとともに、市及び各区のホームページに警報の内容を掲載する。

警報の通知・伝達のしくみは、次のとおり。

【警報の発令・通知・伝達】



※ 国による警報の発令等【法第44条、45条】

国の対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、次の事項を定めた警報を発令することとされている。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ③ 上記の他、市民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

警報を発令した旨の通知を受けた総務大臣は、直ちにその内容を知事に通知することとされている。

※ 知事による警報の通知【法第46条】

知事は、総務大臣から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関、知事が指定した指定地方公共機関その他の関係機関に通知することとされている。

2 警報の内容の伝達方法

《総務局、消防局、関係各局、区対策部》

- (1) 警報の伝達方法については、市が保有する伝達手段に基づき、原則として、次の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

武力攻撃事態等において警報が発令された事実や警報の内容等を、迅速に市内に伝達・周知する。警報の内容の伝達においては、国が定めたサイレン音を広報車等で吹鳴し、市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を伝達する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

市長が特に必要と認める場合を除いて、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

- (2) 市長（総務局危機管理室、消防局、関係各局、区対策部）は、その職員等を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。この場合において、総務局危機管理室は、緊急速報メール、防災情報Eメール等を活用し、迅速な警報の伝達を行い、消防局、区対策部等においては、放送設備を有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自治会その他自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者等への効率的な伝達が行われるように配慮する。また、市（総務局危機管理室、区対策部）は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。高齢者、障害者については、区対策部及び健康福祉局との連携の下で横浜市防災計画「震災対策編」の「要援護者対策」を準用し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう配慮する。
- (4) 市長（総務局危機管理室、消防局、関係各局、区対策部）は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で市民及び関係団体に伝達する。この場合において、原則として、サイレンを使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

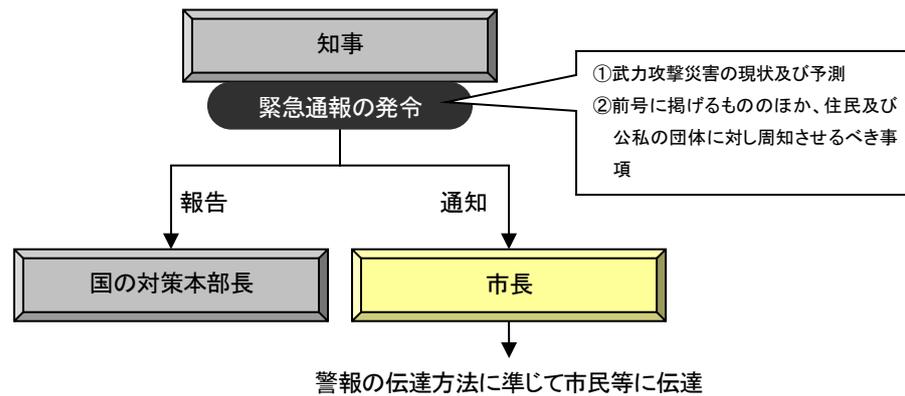
【法第 100 条】

《総務局、消防局、関係各局、区対策部》

(1) 緊急通報の伝達及び通知

市長（総務局危機管理室、消防局、関係各局、区対策部）は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、緊急通報の内容を広く伝達・通知する。緊急通報の伝達・通知のしくみは次のとおり。

【緊急通報の発令・通知・伝達】



※ 知事による緊急通報の発令等【法第 99 条、第 100 条】

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による市民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の内容を含む緊急通報を発令することとされている。

①武力攻撃災害の現状及び予測

②上記の他、市民及び関係団体に対し周知させるべき事項

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を当該区域内の市町村長、他の執行機関並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関に通知することとされている。

第2 避難住民の誘導等

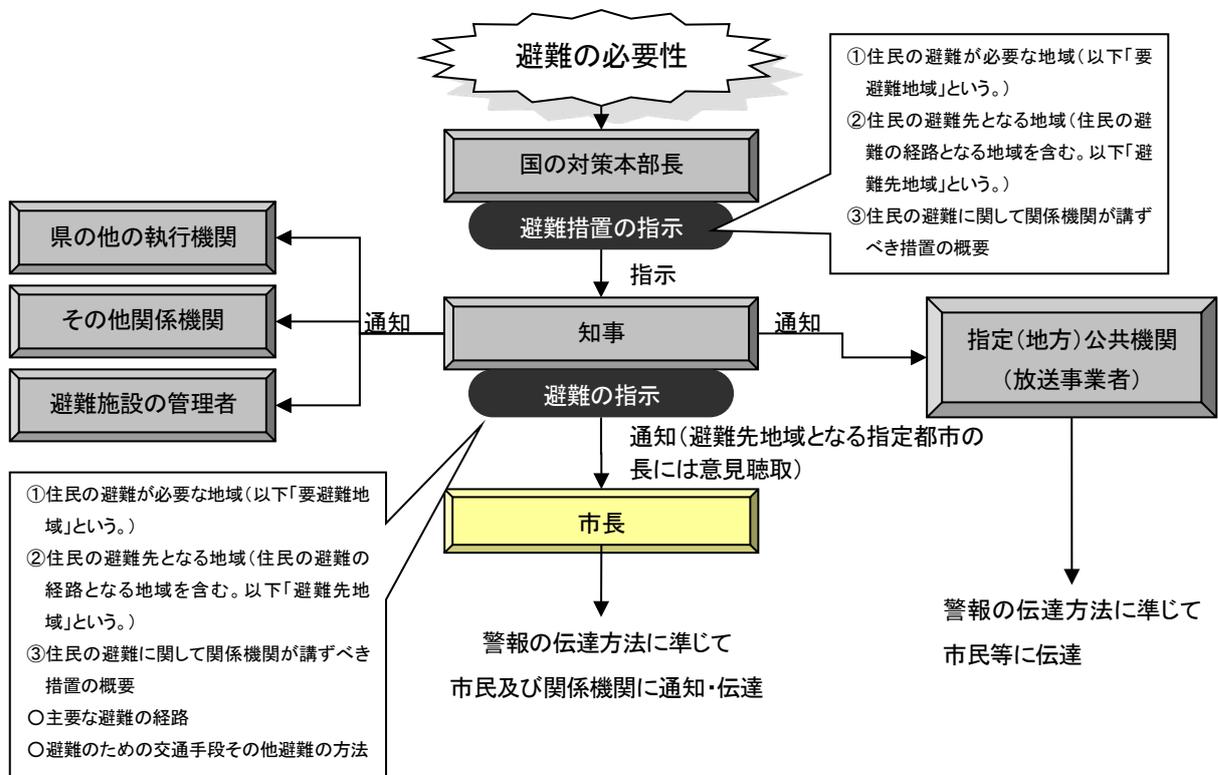
市は、知事から避難の指示の通知を受けた場合、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民及び関係機関への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

《総務局、消防局、関係各局、区対策部》

避難措置の指示、避難の指示の通知・伝達の流れは、次のとおり。

【避難措置の指示、避難の指示の通知・伝達】



※ 国による避難措置の指示【法第52条】

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して、関係都道府県知事に対し、直ちに、所要の住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。

また、国の対策本部長は、この規定による指示(以下「避難措置の指示」という。)をするときは、次の事項を示すこととされている。

- ・住民の避難が必要な地域(以下「要避難地域」という。)
- ・住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。)
- ・住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

※ 県による避難の指示の通知【法第54条】

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する知事は、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、避難を指示することとされている。この規定による指示(以下「避難の指示」という。)をするときは、国による避難措置の指示で示された事項のほか、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すこととされている。

(1) 市民に対する避難の指示の伝達

【法第 54 条】

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、次の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

市長（総務局危機管理室、消防局、関係各局、区対策部）は、当該要避難地域の市民に対し、避難の指示を伝達する。

イ 避難先地域を管轄する場合（【法第 184 条】に基づき市が救援を実施）

市長（関係各局、区対策部）は、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を早急に実施する。

総務局（他都市応援チーム）は、避難の指示の内容に係る県との調整、避難施設の管理者への通知や救援措置等に関して、県及び関係各局と協力して実施する。

2 避難実施要領の策定

【法第 61 条】

《総務局、政策局、関係各局、区対策部》

(1) 避難実施要領の策定

市長（総務局危機管理室、区対策部）は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、市国民保護計画やあらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

《避難実施要領に定める事項（法定事項）》

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

《避難実施要領の策定の留意点》

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市が定めた避難実施要領様式に沿った記載を行う。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もありうる。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点を考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時的な避難場所の選定）
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
- ⑪ 住民に周知する事項の確認（避難時の携行品など）

※ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

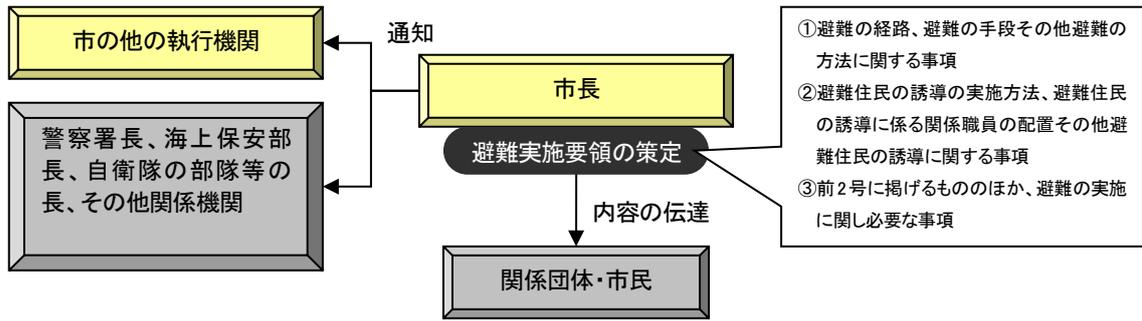
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長（総務局危機管理室、消防局、関係各局、区対策部）は、避難実施要領を定めるときは、直ちにその内容を市民及び関係団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長（総務局危機管理室）は、直ちに、その内容を市の他の各執行機関、警察署長、海上保安部長、関係する自衛隊の部隊等の長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長（広報・報道チーム）は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の内容の伝達・通知】



3 避難住民の誘導

【法第 62 条】

《総務局、政策局、市民局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、道路局、消防局、水道局、交通局、区対策部》

(1) 市長による避難住民の誘導

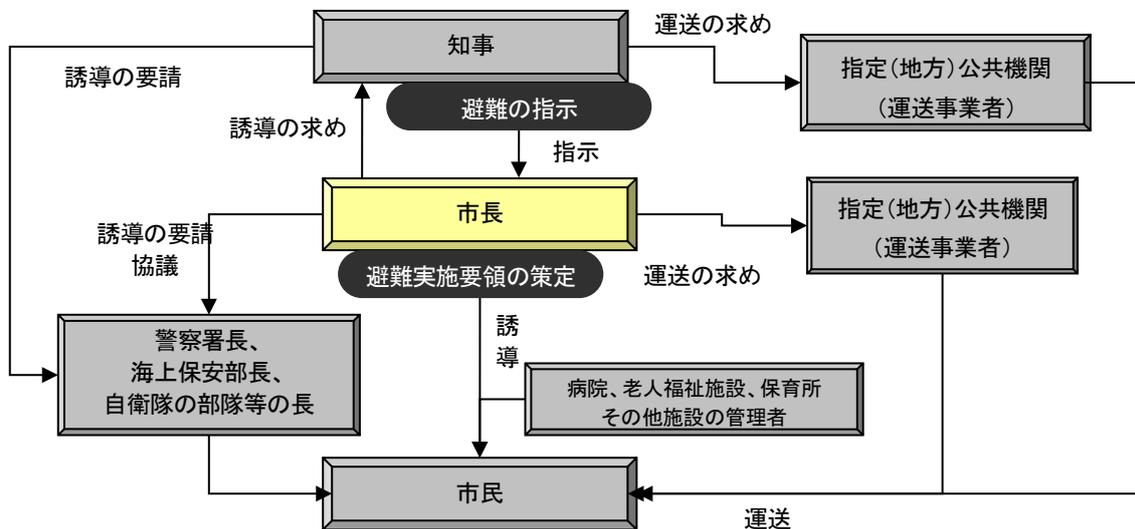
市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、避難住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、避難住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

避難誘導の流れは次のとおり。

【避難誘導の流れ】



(2) 消防機関の活動

市（消防局）は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長（本部運営チーム）の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、必要に応じて自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民

の誘導を行う。

消防団は、消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行うとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に当たるものとする。この場合においては、消防団は地域とのつながりを活かし、災害時要援護者や要避難地域内残留者の確認等に配慮するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長（本部運営チーム）は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長（本部運営チーム）は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長（消防局、区対策部）は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長（総務局、政策局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、水道局、区対策部、物資チーム、医療調整チーム）は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長（総務局危機管理室、市民局、広報・報道チーム、区対策部）は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童等への配慮

市長（こども青少年局、健康福祉局、区対策部）は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児・児童等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、民間福祉事業者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

市（総務局危機管理室、消防局、区対策部）は、避難の指示に従わずに要避難地域に

とどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市（区対策部）は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市（健康福祉局、環境創造局）は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市（道路局）は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長（医療調整チーム、物資チーム）は、避難住民の誘導に際して食品、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど、広域的な調整が必要な場合は、市長は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長（総務局危機管理室、交通局、本部運営チーム、被災者支援チーム）は、避難住民の運送が必要な場合において、自ら避難住民の運送及び緊急物資の運送を行うほか、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、知事を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に対し、その旨を通知する。

(13) 大規模な市民の避難

多数の市民を避難させる必要が生じた場合、知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応することとされている。市長（総務局危機管理室、関係各局、区対策部、本部運営チーム、帰宅困難者対策チーム）は、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

(14) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市（総務局危機管理室、関係各局、区対策部、帰宅困難者対策チーム）は避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市と連携を図る。

(15) 石油コンビナート等特別防災区域の周辺地域における市民の避難

市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部）は、石油コンビナート等特別防災区域で、武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、緊急の必要があると認めるときは、周辺の市民に対し退避を指示し、また、警戒区域の設定等を行う。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長（総務局危機管理室、本部運営チーム、被災者支援チーム）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難の方法

(1) 避難の方法として想定すべき3ケース

県国民保護計画において想定されている事態の類型を踏まえ、避難措置の内容（距離・時間余裕、発生場所）の観点から、主な避難方法として次の3ケースを想定する。

ケース1：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）する必要があるような事態

ケース2：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態

ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態

特に、市の地域特性としては、諸外国の大都市等において大規模なテロが多く発生している状況を踏まえて、緊急対処事態の中でもケース3のような対応を重視しておく必要がある。

【避難の方法として想定すべき3ケース】

避難ケース	距離			時間余裕	被害有無	避難措置の指示等	想定される事態の例
	屋内	市内	市外				
ケース1 『時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難する必要がある事態』	○			なし	—	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■弾道ミサイル攻撃（着弾前） ■急襲的な航空攻撃 ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃（※1）など ※1 状況によってはケース2のような対応もあり得る
ケース2 『市内、市外の避難所に避難する必要がある事態』		○	○	比較的あり	—	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■着上陸侵攻 ■石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠の場合）など ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃（※2）など ※2 状況によってはケース1のような対応もあり得る
				可及的速やか	負傷者多数	避難措置の指示に基づく避難	<ul style="list-style-type: none"> ■弾道ミサイル攻撃（着弾後）など
ケース3 『区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態』	要避難地域（警戒区域）外			可及的速やか	負傷者多数	避難措置の指示が事後的となる可能性あり	<ul style="list-style-type: none"> ■都市部における爆破テロ ■都市部における化学剤を用いた攻撃 など
その他（上記ケースの組み合わせ）							<ul style="list-style-type: none"> ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃（昼間の都市部における突発的な攻撃）など

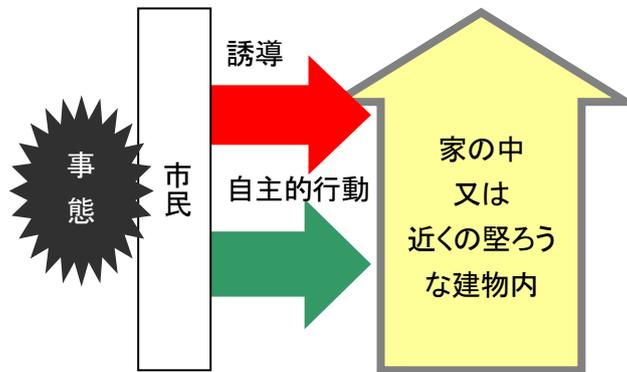
ケース 1：時間的余裕がなく、屋内へ緊急避難（退避）する必要があるような事態

弾道ミサイル攻撃や急襲的な航空攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃など、突発的な事態（受害前という意味ではその「予兆」）が発生した場合には、市民は屋内に避難（又は退避）することが基本となる。

① 事態の例

- ・ 弾道ミサイル攻撃（着弾前）
- ・ 急襲的な航空攻撃
- ・ ゲリラ・特殊部隊による攻撃（都市部等における突発的な攻撃） など

② 屋内への緊急避難（退避）のイメージ



③ 措置の流れ

次のア～ウの流れを前提とする。ただし、ゲリラ・特殊部隊による急襲的な攻撃など、事態によっては、避難措置の指示を待たずに退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者発表等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④ 屋内への避難（退避）の指示の内容（例）

「〇〇区▲▲町XX丁目の地区の住民は、屋外での行動に危険が生じるため、落ち着いてコンクリート等の堅ろうな建物又は自宅に一時的に避難（退避）すること」

⑤ 特徴等

- ・ 国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は各区の広報車や携帯マイク等を利用し、避難の指示（又は退避の指示）を伝達する。
- ・ 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を改めて指示する。

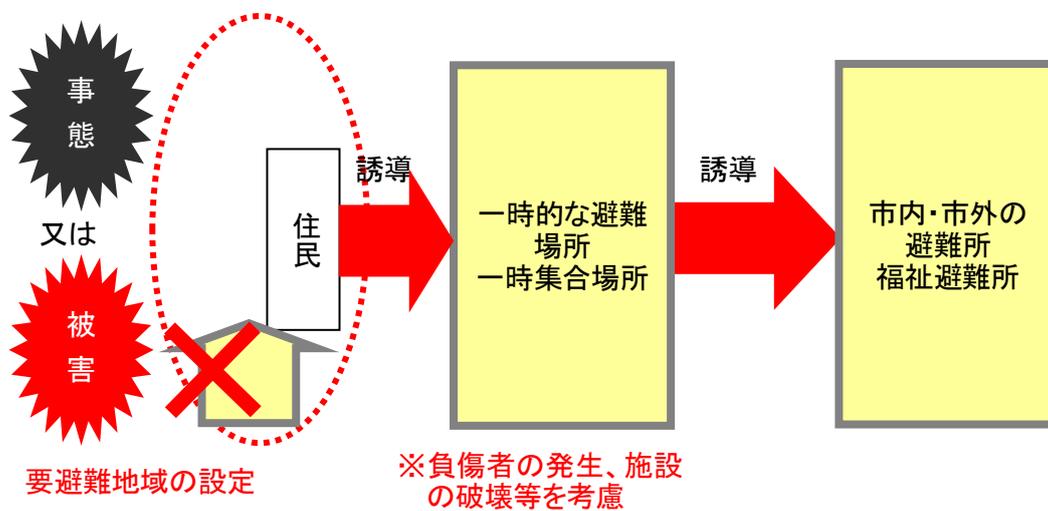
ケース２：市内、市外の避難所に避難する必要がある事態

市又は区が要避難地域に指定された場合、一時集合場所や一時的な避難場所に集合し、避難先地域の避難所（場合によっては市外や県外）に避難する。災害時要援護者のための福祉避難所等を確保する。弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難もこのケースに該当する。

① 事態の例

- ・ 着上陸侵攻
- ・ 石油コンビナート等に対する破壊攻撃（武装工作員による占拠）
- ・ 弾道ミサイル攻撃（着弾後） など

② 避難のイメージ



③ 措置の流れ

次のア～ウの流れを前提とする。

- ア 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者発表等による国民への情報提供）
- イ 知事：避難の指示
- ウ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④ 避難の指示の内容（例）

（この場合、詳細は避難実施要領に定める）

⑤ 特徴等

- ・ 着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。
- ・ 弾道ミサイルの着弾後など、被害後の避難においては、死者及び負傷者の発生、施設の被害などを前提とする必要がある。

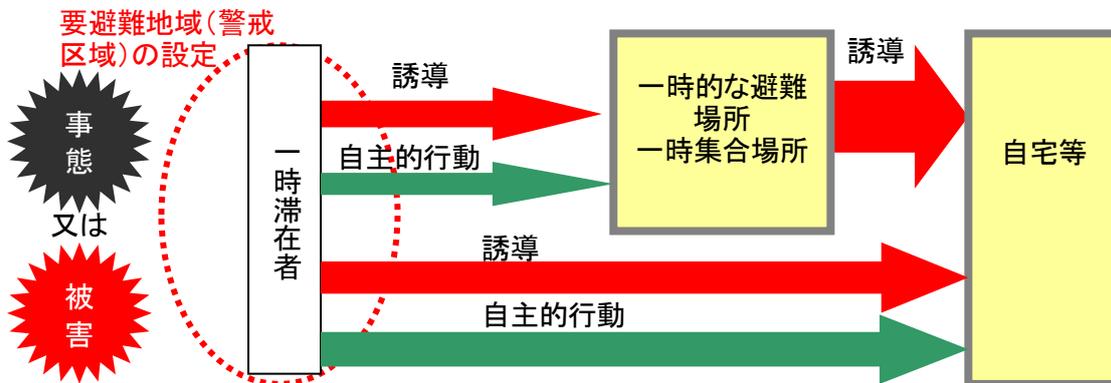
ケース3：区域外に不特定多数の市民を避難（退避）させる必要がある事態

突発的な事態の発生を受け、市長が退避の指示、警戒区域の設定を行う。大規模集客施設やターミナルなどにおいては、通勤客や買い物客などの一時滞在者が多く、不特定多数の市民を警戒区域外に退避させ、帰宅を促す。場合によっては、一時的な集合場所を設置する。

① 事態の例

- ・ 都市部における爆破テロ
- ・ 都市部における化学剤を用いた攻撃 など

② 区域外への避難（退避）のイメージ



③ 措置の流れ

次のア～エの流れを前提とする。まずは避難措置の指示を待たずに、市長が退避の指示、警戒区域の設定を行うこともあり得る。

- ア 市長：退避の指示、警戒区域の設定
- イ 国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者発表等による国民への情報提供）
- ウ 知事：避難の指示
- エ 市長：避難実施要領の策定、避難指示の伝達

④ 区域外への避難（退避）の指示の内容（例）

「XXX（例えば大規模集客施設）の中にいる者は、XXXでの行動に危険が生じるため、構内の放送や施設職員の指示に従い、落ち着いて施設外に避難（退避）すること」

⑤ 特徴等

- ・ 国や県からの通知に基づきテレビやラジオによる緊急放送が行われるほか、市は、各区の広報車や携帯マイク等を利用し、避難の指示（又は退避の指示）を伝達する。
- ・ 大規模集客施設や駅、企業等の避難（又は退避）に関しては、施設管理者や事業者の協力が重要となる。
- ・ NBC 攻撃の場合、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

5 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる）。
- ② 次の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

・国の対策本部長：警報の発令、避難措置の指示（その他、記者発表等による国民への情報提供）

↓

・知事：避難の指示

↓

・市長：避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべて市に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
 - ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
 - ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応
「一時的な避難場所までの移動」～「一時的な避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。
- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、市民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。
- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本としている。

第5章 救援

市は、避難住民や被災者の救援措置について主体的に実施する。避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容について、次のとおり定める。

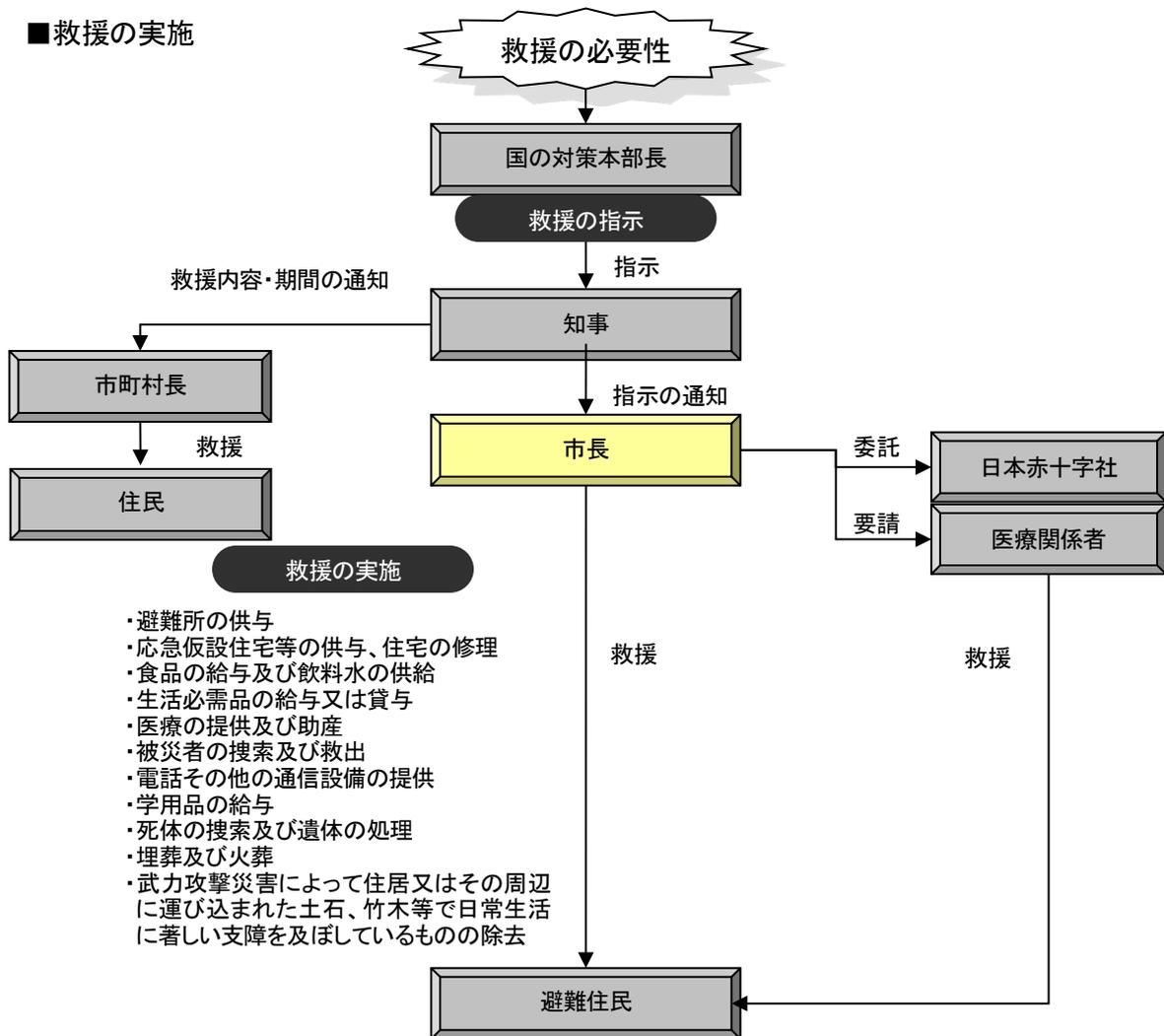
1 救援の実施

【法第75条】

市長は、知事を通じ、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、救援を行う。

なお、市長は、その事態に照らし緊急を要し、救援の指示を待ついとまがないと認められるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

■救援の実施



※ 国による救援の指示【法第74条】

国の対策本部長は、避難措置の指示をしたとき又は武力攻撃災害による被災者が発生した場合において当該被災者の救援が必要であると判断するときは、避難先地域又は被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援を適切に実施するよう、直ちに、指示することとされている。また、国の対策本部長は、警報の通知に準じて、救援の指示の迅速かつ確実な通知を行うこととされている。

2 関係機関との連携

《総務局、経済局、健康福祉局、本部運営チーム、被災者支援チーム、医療調整チーム、物資チーム》

(1) 県との情報の共有

市は、政令指定都市であり、県と同様の立場で救援を行うことから、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

(2) 日本赤十字社への委託

【法第 77 条】

市長（健康福祉局、医療調整チーム）は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社神奈川県支部に委託することができる。この場合において、市長は、災害救助法における実務に準じた手続により委託を行う。

(3) 緊急物資の運送の求め等

【法第 79 条】

市長（経済局、物資チーム）が、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し緊急物資の運送を求めるときは、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 国への要請

【法第 87 条】

市長（総務局危機管理室、本部運営チーム、被災者支援チーム）は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

3 救援の内容

《総務局、経済局、健康福祉局、区対策部、本部運営チーム、被災者支援チーム、広報・報道チーム、医療調整チーム、物資チーム、住宅対策チーム》

【法第 75 条】

市長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次に掲げる救援を行う。

なお、市は、高齢者、障害者、妊産婦・児童その他の救援の実施に際し援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いや性的少数者にも配慮する。

(1) 避難所の供与

《総務局、関係各局、区対策部、本部運営チーム、被災者支援チーム、広報・報道チーム、総務チーム》

ア 避難所の開設場所

市（総務局、関係各局、区対策部）は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し、開設する。

イ 避難所の周知

市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム）は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、海上保安部、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営管理

市（区対策部）は、地域防災拠点運営委員会等の協力を得て、避難所の運営を行う。

- (ア) 避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する食品の給与及び飲料水の供給などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及び避難所の近隣の者の協力が得られるよう努める。
- (イ) 避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。
- (ウ) 避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう努める。
- (エ) 男女ニーズの違いや性的少数者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した避難所運営について、横浜市防災計画「震災対策編」に規定されていることと同様に対応する。
- (オ) 避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社神奈川県支部、市・区社会福祉協議会及び横浜災害ボランティアネットワーク会議や各区災害ボランティアネットワーク等と連携して対応するよう努める。

エ 要援護者の避難と援護対策

市（区対策部）は、要援護者に対して、緊急巡回チーム（福祉保健センターのケースワーカー、保健師等で編成）を避難所等に派遣し、適切な援護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行う。

オ 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保するものとする。

(7) 社会福祉施設等（入所、通所型）

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行う。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区対策部はボランティア等の受入れ窓口に協力を要請する。

(4) 市民利用施設

市（区対策部）は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れる。

福祉避難所の開設は、施設職員及び区対策部等が連携して行う。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

《関係各局、区対策部、住宅対策チーム》

ア 応急仮設住宅等の供与

市（関係各局、区対策部、住宅対策チーム）は、必要があるときは、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設、借上、公営住宅の活用及び民間アパート等の応急修理を実施し、住生活の早期回復と安定を図る。多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅建設等推進室」を設置し、避難住民等の早期な住宅確保を推進する。

(7) 応急仮設住宅への入居者の選定・募集

市（住宅対策チーム、応急仮設住宅建設等推進室）は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分配慮する。

なお、入居対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものとする。

(イ) 応急仮設住宅建設等推進室の体制

大項目	中項目	所管局
室長	総合調整	建築局
応急仮設住宅需要報告と用地確保	応急仮設住宅需要の把握	区対策部・建築局
	建設仮設住宅候補用地の状況確認	区対策部・土木事務所（現地調査） 財政局（空地・未利用地） 環境創造局（公園、防災協力農地） 道路局（高架下、道路予定区域） 総務局危機管理室（被害情報） 建築局（とりまとめ）
施工監理と検査	・仕様書の確認 ・施工業者との調整 ・ライフライン調整 ・建設に関する施工監理	道路局（道路関係） 水道局（水道関係） 環境創造局（下水関係） 建築局（電気、ガス関係） 建築局（施工監理、検査）
借上仮設住宅の確保	神奈川県との調整	建築局（とりまとめ）
入居者募集と選定	募集全般	区対策部・建築局
	・広報、入居者募集 ・入居者選定 ・入居者への住宅引継	区対策部（広報・募集・選定・引継） 健康福祉局（入居者選定関連）
維持管理	建設仮設住宅の維持管理	区対策部（小規模な営繕） 建築局（大規模な営繕）
入居者支援	・巡回による健康管理 ・生活相談 ・生活支援台帳の整備	区対策部・健康福祉局
退去・撤去	退去案内	区対策部
	撤去立会い等	建築局
	精算	健康福祉局・各土地所管局

(ウ) 住宅の応急修理

市（建築局、住宅対策チーム）は、住宅の応急修理が必要となった場合、関係団体との協定に基づき、速やかに住宅の応急修理を行う。

対象者

・避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 資機材の調達

市は、住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき、速やかに調達する。そのうえで、なお資機材が不足する場合、市長は、知事にその調達を要請する。

ウ 市営住宅等への一時入居

市（住宅対策チーム、応急仮設住宅建設等推進室）は、避難住民等の一時入居のため、市営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

エ 民間アパート等の活用

市（住宅対策チーム、応急仮設住宅建設等推進室）は、民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設の管理者に対して、避難住民等の一時入居について協力を要請する。

オ 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組む。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮する。

(3) 食品の給与及び飲料水の供給

《総務局、環境創造局、経済局、水道局、区対策部、物資チーム》

ア 飲料水の供給活動

市（水道局、区対策部）は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して、飲料水の供給を行う。飲料水の確保が困難な場合は、県に対して支援を要請するとともに、必要に応じ、市長は、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣による給水等の要請を行うよう求める。

(7) 水道局が行う応急給水

項目	給水分担及び方法
水道局が行う 応急給水	<ol style="list-style-type: none">1 医療機関への給水 災害拠点病院及び救急告示医療機関等に、管路からの直接給水（受水槽近くに設置された消化栓から受水槽へ消防用ホースを用いて直接給水を行う）又は給水車等による運搬給水を行う。2 地域防災拠点等への給水 地域防災拠点等に、水道局の車載用タンク車等による運搬給水を行う。3 災害時給水所での給水<ol style="list-style-type: none">(1) 配水池等から応急給水を行う。(2) 災害用地下給水タンクから給水する（市民と、横浜市管工事協同組合が協力して、応急給水装置を設置し、運用を行う。）。(3) 発災後おおむね4日目以降、緊急給水栓に順次応急給水装置を設置して給水する（水道局職員及び横浜市管工事協同組合が緊急給水栓に応急給水装置を設置した後は、市民が中心となって運用を行う。）。(4) 耐震給水栓の設置された地域防災拠点では、地域防災拠点運営委員等の運用により、市民への応急給水が行われる。4 その他の給水<ol style="list-style-type: none">(1) 水道局長は他都市水道事業体、横浜市管工事協同組合、横浜建設業協会、メーター検針・料金整理業務受託事業者（補助的作業）に応援を要請する。応援を受けて、地域防災拠点、福祉避難所等に運搬給水を行う。(2) 水道局長は、「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」に基づき、キンビール（株）横浜工場に給水車等への飲料水の供給を要請する。

(イ) 区対策部が行う応急給水

項目	給水分担及び方法
区対策部が行う応急給水	<ol style="list-style-type: none">1 備蓄している水缶詰の配布2 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水3 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援4 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布5 応急給水実施場所の案内6 ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整（市民、ボランティアへの応援依頼）7 鶴見区対策部長、神奈川区対策部長又は総務局長は「災害時における飲料水の供給協力に関する協定」に基づき、キリンビール（株）横浜工場に飲料水の供給を要請する。8 プール及び災害応急用井戸からの直接給水（生活用水として使用する。ただし、飲用不可）

イ 応急飲料水以外の生活用水の確保

市（水道局、区対策部）は、飲料水以外の生活用水についても、確保及び供給に努める。

ウ 食品の調達・集積・配分・給与活動

市（総務局危機管理室、環境創造局、経済局、区対策部、物資チーム）は、次により速やかに食品の給与を実施する。

なお、物資の供給については、横浜市防災計画「震災対策編」の「物資供給」を準用するものとする。

- ・避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。
- ・関係団体との協定に基づき要請等を行うことにより、食品の調達を行う。
- ・調達が困難な場合は、県に支援を要請する。また、必要に応じ、市長は知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。
- ・備蓄食品及び関係機関との協定等により調達した食品等を、避難住民等に対し給与する。

(7) 食品の給与

a 対象者

避難所（長期避難住宅を含む。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者

b 方法

誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とする。高齢者、乳幼児等の要援護者に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもできる。また、必要に応じて地域防災拠点運営委員会及びボランティア等と協力し、炊き出しを行う。

c 品目

主食品（米、弁当、パン、乾パン、クラッカー、うどん、インスタント食品、粉ミルク、おかゆ）、副食品

(イ) 本市の備蓄する食品の給与

市（総務局危機管理室、区対策部、物資チーム）は、避難住民等に対して、本市の備蓄する食品を給与する。

- ・ 区対策部は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している食品を給与する。
- ・ 区で管理する備蓄食品では不足するときは、物資チームに、方面別備蓄庫の備蓄食品の給与を要請する。

(ロ) 備蓄食品で不足する場合の食品の調達

市（経済局、環境創造局、区対策部、物資チーム）は、本市の備蓄する食品等が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、関係団体との協定等に基づき、要請等を行うことにより食品の調達を行う。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

〈総務局、財政局、健康福祉局、経済局、区対策部、物資チーム〉

市（総務局危機管理室、健康福祉局、経済局、区対策部）は、次により速やかに生活必需品の給与又は貸与を実施する。

- ・ 避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。
- ・ 関係団体との協定に基づき要請等を行うことにより、生活必需品の調達を行う。
- ・ 調達が困難な場合は、県に支援を要請する。
- ・ 備蓄生活必需品及び関係機関との協定等により調達した生活必需品を避難住民等に給与する。

ア 生活必需品の給与等

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

イ 本市の備蓄する生活必需品の給与等

市（総務局危機管理室、区対策部、物資チーム）は、避難住民等に対して、本市の備蓄する生活必需品を給与する。

- ・ 区対策部は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している生活必需品を避難住民等に給与する。

- ・ 区で管理する備蓄生活必需品では不足するときは、物資チームに、方面別備蓄庫に備蓄する生活必需品の給与を要請する。

ウ 備蓄する生活必需品で不足する場合の調達

本市の備蓄する生活必需品が不足したとき、若しくは不足のおそれがあると認められるとき、又は調達の必要がある品目があるときは、関係団体との協定に基づき要請等を行うことにより、生活必需品の調達を行う。

(5) 医療の提供

《総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、
消防局、区対策部、医療調整チーム》

市対策本部医療調整チーム及び区対策部には、武力攻撃等による混乱が予想される中で迅速に意思決定できるよう、医療調整及び保健活動に関する権限が付与されている。また、医療調整業務は専門性の高い領域であるため、市対策本部医療調整チームは区対策部に対し、市対策本部の本部運営チームを介することなく、医療調整活動及び保健活動に関して直接指示することができる。ただし、当該指示事項は速やかに市対策本部の本部運営チームに報告しなければならない。

ア 医療救護活動

- (ア) 市対策本部医療調整チームを医療救護に関する窓口とし、医療機関等に協力を要請して医療救護活動を行う。
- (イ) 災害拠点病院をはじめとする医療機関は、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、他都市医療救護隊等は、市内医療機関の病院支援、現場医療活動、救護所における応急医療活動等に当たるものとする。
- (ウ) 市対策本部医療調整チームは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）により収集し、効果的な医療救護活動を確保する。
- (エ) 市対策本部医療調整チームは、必要に応じ、県、日本赤十字社神奈川県支部及び独立行政法人国立病院機構に、被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。
- (オ) 市対策本部医療調整チーム及び区対策部は、医療ニーズの進展状況を見極め、それに応じた医療提供体制を構築する。また、市対策本部医療調整チームは、医療提供体制の状況について、県保健医療調整本部等と情報の共有化を行う。
 - a 災害拠点病院
災害拠点病院は、災害時救急病院や診療所、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行う。
 - b 災害時救急病院（災害拠点病院以外で、負傷者等を受け入れる病院）
災害時救急病院は、診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行う。
 - c 診療所
負傷者等の受入れが可能な診療所は、軽症の負傷者等を中心に受入れを行う。
 - d 医療救護隊の編成
医療救護隊は、救護所等で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。
なお、市対策本部医療調整チームは、医療救護活動を実施するため、横浜

市医師会、横浜市薬剤師会等に医療救護隊の編成出動を要請する。

医療救護隊は以下の基準に基づき1隊5人程度で編成するが、職種や人数にこだわることなく、状況に応じて臨機応変な編成に努める。また、状況に応じて、他の医療関係団体、医療ボランティア等が加わる。

医師	看護職 (※1)	薬剤師	業務調整員 (※2)
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは保健師、助産師、看護師及び准看護師を指す。

※2 業務調整員は、市職員をもって充てる。

e 救護所

区対策部は、被災状況等から必要と認めるときは、安全な場所に仮設救護所を設置し、救護活動を行う。

イ 搬送体制等の確保

負傷者等の医療機関への搬送は、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通局の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行う。また、市対策本部医療調整チームは、県保健医療調整本部と連携し、自衛隊やドクターヘリなど他機関への応援協力を要請する。

なお、県外の災害拠点病院等への広域医療搬送に限らず、収容能力を超えた災害拠点病院及び災害時救急病院が生じた場合は、市対策本部医療調整チームが県保健医療調整本部と連携し、受入可能医療機関及び搬送手段の確保に当たる。

(7) 地域医療搬送（市内搬送）

- a 医療救護隊で対応できない負傷者等は、最寄りの受入可能医療機関に収容する。
- b 区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、区対策部は市対策本部医療調整チームに搬送先確保を要請する。
- c 市対策本部医療調整チームは、負傷者等の収容能力を超えた区から、負傷者等の搬送先確保について要請を受けた場合は、EMIS等を活用し、市内の受入可能医療機関の確保に努める。また、市内医療機関での受入れが困難な場合は、県保健医療調整本部に受入先の確保を要請する。
- d 市対策本部医療調整チームは、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な慢性疾患患者に安定した医療処置を提供するため、必要に応じて被災地外の受入医療機関及び移送手段の確保に当たる。特に人工透析患者が地域内で透析治療が受けられない場合は、県保健医療調整本部及び日本透析医会の災害情報ネットワークと連携し、治療先及び移送手段の確保に努める。

(イ) 広域搬送（市外搬送）

災害拠点病院の受入状況や市内医療機関の被災状況に応じて、重症患者を被災地外の医療機関に搬送する必要がある場合、市対策本部医療調整チームは以下の対応を講じる。

- a 災害拠点病院等の重症患者等の発生状況に応じ、県保健医療調整本部に派遣した業務調整員を通じて、被災地外の災害拠点病院など受入可能医療機関を確保する。
- b 重症患者等の広域搬送に備えた市内臨時拠点の確保と運用にあたるほか、広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）までの搬送について県保健医療調整本部と協議、指示を受ける。
- c SCUまでの搬送手段として救急車や緊急消防援助隊車両等の確保に努める。また、県保健医療調整本部と協議し、自衛隊車両の活用等、他機関からの協力を得る。
- d SCUへの搬送手段としてヘリコプターを要請する場合は、県保健医療調整本部と調整する。ヘリコプターによる搬送は、各災害拠点病院が指定するヘリコプター離着陸場を起点とする。横浜ヘリポート及び病院屋上ヘリポート以外の場所に離着陸する場合は、ヘリコプターの誘導、離着陸時の安全確保等のため、消防局長に対し航空支援隊等の出場を要請する。
- e SCUへの搬送が困難な場合は、医療機能を有する海上自衛隊の護衛艦や海上保安庁の巡視船等の活用について県保健医療調整本部と協議する。

ウ 医薬品等の調達

医療救護隊が使用する医薬品等は、薬局等に備蓄した医薬品等を使用する。これらが不足する場合は、以下の方法で調達する。

(7) 備蓄医薬品の供給調整

- a 医薬品等の不足が予想される区対策部は、区薬剤師会の協力を得て不足する品目の名称・数量を市対策本部医療調整チームに要請する。
- b 被害の著しい区に備蓄医薬品を拠出できる区対策部は、区薬剤師会の協力を得て拠出可能な品目の名称・数量を市対策本部医療調整チームに報告する。
- c 市対策本部医療調整チームは、協定等を締結している運送業者等の協力を得て、拠出可能な医薬品等を取りまとめ、医薬品等が不足する区対策部の指定する場所に運搬する。

(イ) 市薬剤師会及び市内医薬品卸会社への要請

市対策本部医療調整チームは、本市と協定を締結している市薬剤師会及び市内医薬品卸会社に医薬品等の供給を要請する。

(ウ) 保健医療調整本部への要請

市対策本部医療調整チームは必要に応じて、県保健医療調整本部に医薬品等の供給を要請する。

(I) 救援医薬品等の活用

市対策本部医療調整チームは、他都市からの救援医薬品等を受け入れた場合は、交通局車両等を活用し不足する区対策部に供給する。

エ 医療情報の提供

(7) 医療機関情報

区対策部は、市対策本部医療調整チームと連携し、区内の医療機関の被災状況及び診療可能状況を把握したうえで、診療可能な科目及び医療機関名等をリスト化し、随時更新する。処方可能な薬局についても同様に情報集約を行う。リストは救護所等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供する。

(4) 在宅療養患者情報

区対策部は、区保健師、医療救護隊、医療機関等から、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市対策本部医療調整チームに報告する。また、市対策本部医療調整チームは、在宅酸素機器メーカー等から必要な情報収集に努める。

オ 歯科医療体制

(7) 市（医療局、医療調整チーム）は、横浜市歯科医師会に対して、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請する。

(4) 市（区対策部）は、必要がある場合は横浜市歯科医師会（当該区歯科医師会）に対して出動を要請する。

(6) 被災者の捜索及び救出

《総務局、消防局、区対策部、救出・救助チーム》

市（総務局危機管理室、消防局、区対策部、救出・救助チーム）は、県警察、海上保安部と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

【法第78条】

《総務局、本部運営チーム》

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(8) 学用品の給与

《教育委員会事務局》

市（教育委員会事務局）は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(9) 死体の捜索及び遺体の処理

《総務局、健康福祉局、市民局、消防局、区対策部、
救出・救助チーム、遺体取扱チーム》

ア 死体の捜索

市（総務局危機管理室、消防局、区対策部、救出・救助チーム）は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を県警察等関係機関の協力を得て捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

(ア) 市（健康福祉局、市民局、区対策部、遺体取扱チーム）は、武力攻撃災害時には、所轄警察署と協議のうえ、遺体を安置するため職員を派遣し、各区のスポーツセンター、公共建物等遺体安置に適切な施設を選定し、遺体安置所を直ちに開設する。

また、市は、捜索により収容された遺体をその遺体安置所へ搬送する。この場合、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し確実に所轄警察署に引き継ぎを行う。「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺にはり付ける。

(イ) 市は、所轄警察署、地元自治会及び町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

(ウ) 所轄警察署は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は市に引渡すこととされている。この際、市は、身元が明らかになった遺体の氏名等を避難所等に掲示し、遺族等の早期発見に努めるとともに、市（区対策部）及び所轄警察署は、遺体の引渡し作業を協力して行う。また、市（区対策部）は、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行うものとするが、遺体の処置については、専門的な知識が必要であることから、葬祭業者等との訓練や協定の締結などを通じた平常時からの連携を促進し、必要な協力を得られる体制の確保に努めるものとする。

(エ) 市（健康福祉局、市民局、区対策部、遺体取扱チーム）は、身元の確認がで

きず所轄警察署から引渡しを受けた場合については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。

- (わ) 市は、遺体（死亡者）数、死亡者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、県警察等関係機関と協議のうえ、統一的に行うものとする。

(10) 埋葬及び火葬

《健康福祉局、区対策部、遺体取扱チーム》

ア 納棺の調達、遺体の搬送等

市（健康福祉局、区対策部、遺体取扱チーム）は、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送の手配を行うとともに、県警察と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

納棺用品等の調達にあたっては、市は、遺体安置所の開設に併せて「災害時における棺等葬祭用品の供給などの協力に関する協定」に基づき、納棺用品等必要資機材の調達を要請する。また、遺体安置所等から斎場等へ遺体を輸送する場合、市は、「災害時における遺体搬送に関する協定」に基づき、霊柩自動車による輸送を要請する。

イ 埋葬、火葬

市（健康福祉局、遺体取扱チーム）は、遺族等から搬送された遺体の火葬を行う。本市内において速やかな遺体の火葬が困難と思われるときは、神奈川県広域火葬計画、近隣都県下の市との広域応援協定等に基づき火葬協力を依頼する。

また、市は、遺族等の引取り者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、火葬及び焼骨の仮収蔵を行う。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

《資源循環局、建築局、区対策部》

市（資源循環局、建築局、区対策部）は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

ア 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

イ 医療関係者からなる救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

イ 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導のもとに救護班を編成し、医療活動を実施する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、市長は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続の下に行う。

(1) 要請等の内容

ア 物資の売渡し要請等

【法第 81 条】

《健康福祉局、経済局、建築局、区対策部、医療調整チーム》

(ア) 市長（健康福祉局、経済局、建築局、区対策部）は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品等の物資であつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(イ) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命令することができる。

(ウ) 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

【法第 82 条】

《総務局、財政局、健康福祉局、建築局、区対策部、総務チーム、住宅対策チーム》

市長（総務局危機管理室、財政局、健康福祉局、建築局、区対策部、総務チーム、住宅対策チーム）は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時的医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

【法第 85 条】

《政策局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、医療調整チーム》

市長（政策局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、医療調整チーム）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及びその期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

【法第 83 条】

《関係各局、区対策部》

市長（関係各局、区対策部）は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

【法第 84 条】

《関係各局、区対策部》

市長（関係各局、区対策部）は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等を使用するために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させること等ができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

【法第 85 条】

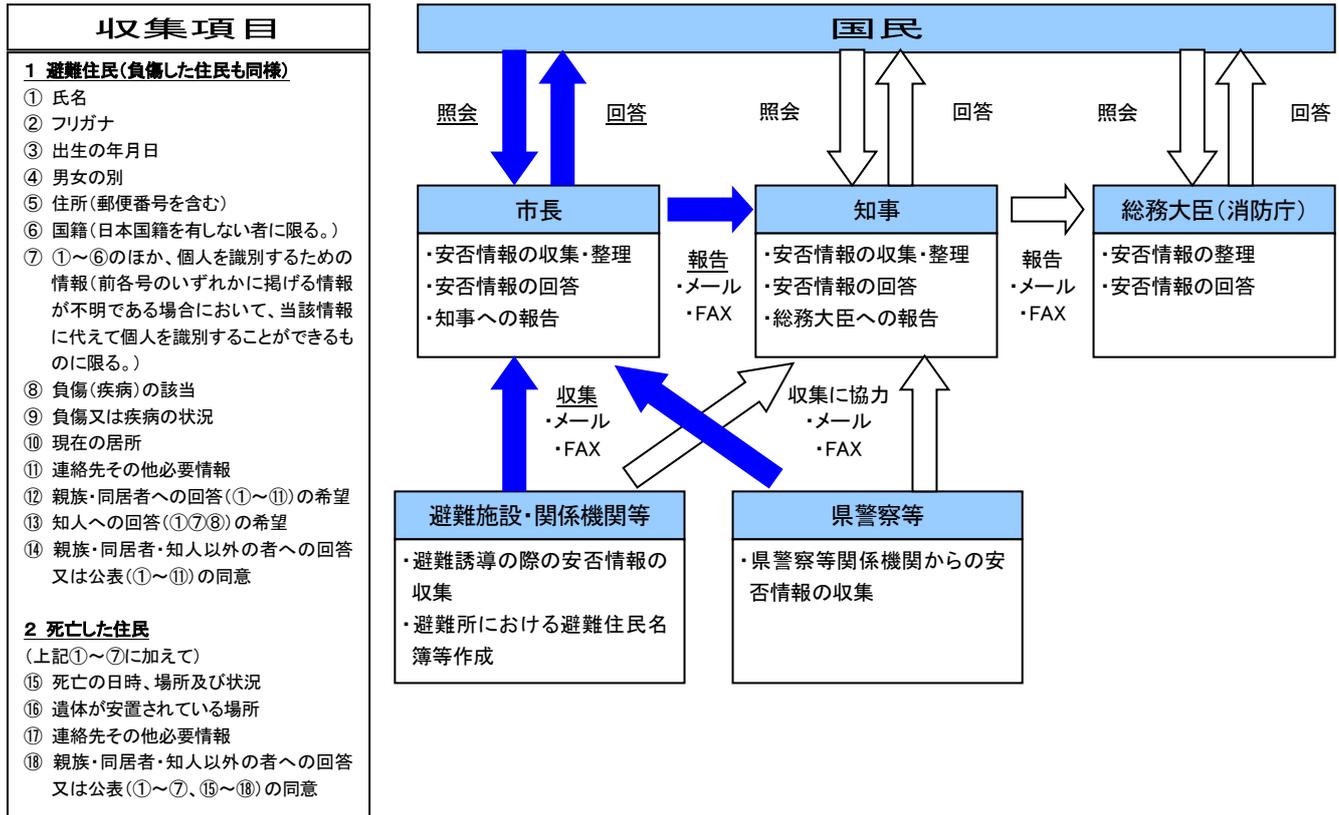
《政策局、健康福祉局、医療局病院経営本部、区対策部、医療調整チーム》

市長（政策局、健康福祉局、医療局病院経営本部、医療調整チーム）は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、次のとおり定める。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集

【法第94条】

≪関係各局、区対策部≫

(1) 安否情報の収集

市(関係各局、区対策部)は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報については、安否情報省令に規定する安否情報収集様式により収集する。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市（関係各局、区対策部）は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市（関係各局、区対策部）は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告等

【法第94条】

《総務局、本部運営チーム》

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、収集・整理した安否情報を適時に県に報告する。この場合において、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

【安否情報収集様式及び安否情報報告書への記入要領】

- ① 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- ② 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。「国名表」に未掲載の国にあっては、「その他」と記載する。
- ③ その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- ④ 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- ⑤ 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。

この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

⑥連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。

⑦備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。

⑧氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

3 安否情報の照会に対する回答

【法第 95 条】

〈総務局、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム〉

(1) 安否情報の照会の受付

市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム）は、安否情報の照会窓口、電話及び FAX 番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、市民等からの安否情報の照会について、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。なお、安否情報の照会の受付にあたっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、住基カード等）を照会窓口において提出又は提示させることとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4 情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより本人確認を行ったうえで、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

上記の場合において、市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は安否情報省令及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4 情報の照合を行うこととする。

【安否情報照会書への記入要領】

- ① 照会をする理由欄において、「その他」として理由を記載する場合は、具体的な理由の記載を求めるものとし、「安否確認のため」、「取材・報道のため」といった抽象的な記載だけでは具体性があるとはいえず、安否情報のどの部分をどのような目的に利用するかが明らかになる程度の記載があることを要する。
- ② 申請者の確認欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、照会をしようとする者に対して行った本人確認方法を記載する。特段の本人確認を行っていない場合には、空欄とする。
- ③ 備考欄は、回答を行う地方公共団体の長又は総務大臣（消防庁）が記載する欄であり、「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」といった照会方法等を記載する。

(2) 安否情報の回答

- ア 市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ 市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により回答する。
- ウ 市（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

【法第 96 条】

《総務局、本部運営チーム》

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合において、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

【法第97条】

《各局、区対策部》

(1) 武力攻撃災害への対処

市長（各局、区対策部）は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市（総務局危機管理室、消防局、本部運営チーム）は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

【法第98条】

《総務局》

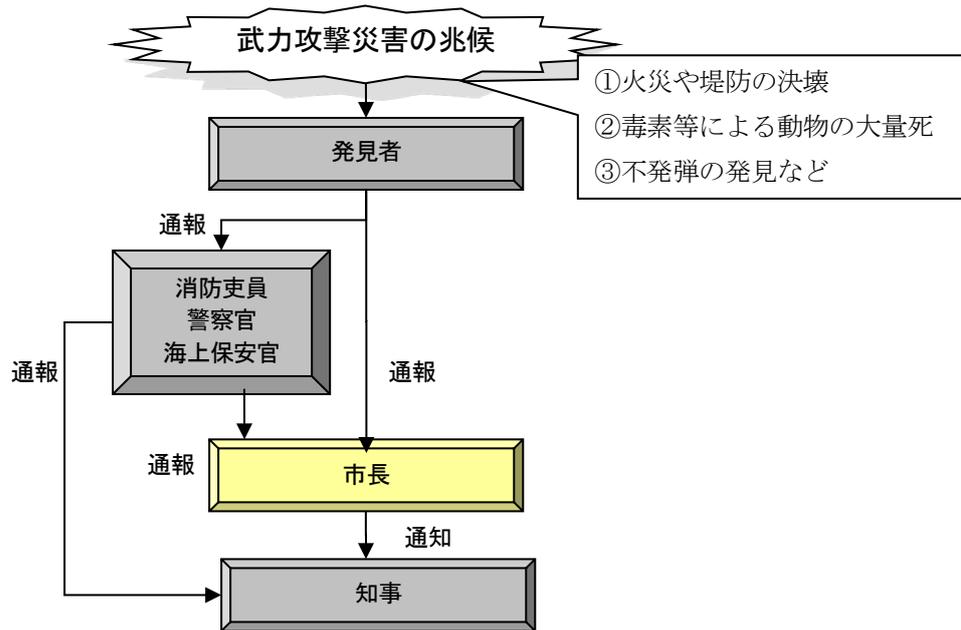
(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた市職員は、速やかに、その旨を市長（総務局危機管理室）に通報する。

(2) 知事への通知

市長（総務局危機管理室）は、武力攻撃災害の兆候に関する通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

【武力攻撃災害の兆候の通報】



第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

【法第112条】

《総務局、消防局、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム》

(1) 退避の指示

市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し、退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により「現地調整所」を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、）関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

また、市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のような場合には、屋内への退避を指示する。

- ・ NBC 攻撃と判断されるような場合において、市民が防護手段もなく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない

場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市（総務局危機管理室、関係各局、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム）は、退避の指示を広報車等により速やかに必要な地域の市民へ伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、退避の指示の内容等について、知事に通知する。

イ 市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、知事に通知する。

ウ 市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、退避の指示をする場合において、必要があると認めるときは、その退避先を指示することができる。

エ 警察官等は、市長による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又は市長から要請があったときは、必要と認める地域の市民に対し、退避の指示をすることができることとされている。

オ 市長（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、消防機関、県警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊等の意見を聴くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長、消防長は、退避の指示を行う市の職員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 事前措置

【法第 111 条】

《総務局、消防局、関係局、区対策部》

- (1) 市長（総務局危機管理室、消防局、関係局、区対策部）は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。
- (2) 市長（総務局危機管理室）は、必要があるときは、警察署長及び海上保安部長に対し、事前措置の指示を行うことを要請する。

3 警戒区域の設定

【法第 114 条】

《総務局、政策局、消防局、区対策部、本部運営チーム、広報・報道チーム》

(1) 警戒区域の設定

市長（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置

ア 市長（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、「現地調整所」における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。

また、市（政策局、広報・報道チーム）は、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び市民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう「現地調整所」等における関係機関との情報共有に

基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官に対し、必要と認める地域に対する警戒区域の設定を要請する。市長から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができることとされている。

オ 市長（総務局危機管理室、区対策部、本部運営チーム）は、知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、警戒区域の設定等を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担

【法第 113 条】

《関係各局、区対策部》

市長（関係各局、区対策部）は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

【法第 119 条、法第 120 条】

《総務局、健康福祉局、医療局、消防局、区対策部、本部運営チーム、救出・救助チーム、医療調整チーム》

(1) 市が行う措置

市長（総務局危機管理室、消防局、本部運営チーム、救出・救助チーム）は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

市（消防局）は、消防の施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長（消防局）は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長（消防局）は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

消防組織法第 44 条の 3 に基づく緊急消防援助隊の要請先等は、次のとおりとする。

- ・ 知事（くらし安全防災局消防保安課）～消防庁長官（総務省消防庁応急対策室）

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長（消防局）は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長（消防局）は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊を把握するなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長（消防局、医療局、医療調整チーム）は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 市長（総務局危機管理室、消防局、本部運営チーム、救出・救助チーム）は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ その際、市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム、救出・救助チーム）は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長（消防局）は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

【法第102条】

《総務局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、水道局、交通局、本部運営チーム》

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市（総務局危機管理室、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、水道局、交通局、本部運営チーム）は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長（関係各局、区対策部、本部運営チーム）は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全の確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長（関係各局、区対策部、本部運営チーム）は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にし、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

【法第103条】

《総務局、消防局、本部運営チーム》

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長（総務局危機管理室、消防局、本部運営チーム）は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を実施するよう命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

措置の種類

1号：危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号：危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号：危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

対象	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	市の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	国民保護法第103条	
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの又は国民保護法施行令第28条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの		国民保護法第103条	
火薬類取締法第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条 (※1)		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			

<p>高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p>	<p>高圧ガス保安法第39条（※2）</p>
	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p>	
	<p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>	
<p>※1 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、神奈川県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p> <p>※2 高圧ガス保安法施行令第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものについては、神奈川県知事が命ずることのできる措置である。</p>		

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長（総務局危機管理室、消防局、本部運営チーム）は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)イに掲げた措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から管理の状況について報告を求める。

第4 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害等への対処等

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害や、NBC攻撃による災害への対処について、必要な事項を定める。なお、個別の対策は県石油コンビナート等防災計画に基づき又は横浜市防災計画「都市災害対策編」危険物等災害対策に準じて行うものとする。

1 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処

【法第104条】

《関係各局、区対策部》

市（関係各局、区対策部）は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への対処

【法第105条】

《関係各局、区対策部》

本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市（関係各局、区対策部）は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づくほか、横浜市防災計画「都市災害対策編」放射性物質災害対策に定めるところに準じて措置を実施する。

3 NBC攻撃による災害への対処

【法第107条、法第108条】

《関係各局、区対策部》

市（関係各局、区対策部）は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長（総務局危機管理室、消防局、区対策部、本部運営チーム）は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市（消防局、救出救助チーム）は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市（関係各局、本部運営チーム）は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長（関係各局、区対策部）は、NBC 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を派遣し）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市（関係各局、区対策部）は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市（関係各局、区対策部）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、市は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市（関係各局、区対策部）は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※ 生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であるうえ、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、消防局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物

剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、健康福祉部と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 汚染拡大防止措置の実施

市長（関係各局、区対策部）は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第 108 条より】

	汚染又はその疑いがある対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長（関係各局、区対策部）は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条より】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長（関係各局、区対策部）は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集するよう努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

【法第126条、法第127条】

《各局、区対策部、本部運営チーム》

(1) 被災情報の収集

市（各局、区対策部、本部運営チーム）は、電話、防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

また、市（各局、区対策部、本部運営チーム）は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両、ヘリコプターテレビ伝送システム等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

市（総務局危機管理室、本部運営チーム）は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

【法第123条】

《健康福祉局、区対策部》

市（健康福祉局、区対策部）は、市内の避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、横浜市防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市（健康福祉局、区対策部）は、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 生活衛生

市（健康福祉局、区対策部）は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症や食中毒の発生を未然に防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置並びに被災地及び避難所等に対して、生活衛生に関する活動を実施する。

ア 生活衛生広報

被災地及び避難所等において生活衛生に関する次の事項について広報を行う。特に、避難所においては、地域防災拠点運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努める。

項目	広報内容
生活衛生広報	1 食品の衛生管理（保存方法・調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等）
	2 飲料水の衛生管理
	3 手洗いの励行、手指の消毒
	4 トイレ等の衛生管理（消毒方法等）
	5 飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等）
	6 その他衛生情報（入浴施設情報等）

イ 飲料水及び食品の衛生確保

被災地及び避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施する。

項目	指導内容
飲料水及び食品の衛生管理指導	1 災害応急用井戸の衛生指導（飲用はしない。） 2 受水槽水の衛生指導 3 食品の衛生監視 ・非常給食、弁当の保管状況点検 ・弁当類の早期喫食の啓発 ・損壊ビル等の悪環境下での営業の衛生確保 ・巡回指導の早期実施体制の確保

ウ 感染症の予防

市（健康福祉局、区対策部）は、感染症の発生を予防するため、情報の交換を密に行いながら次の活動を行う。

項目	活動内容
感染症の予防及び消毒	1 ねずみ族、昆虫等の発生状況の調査・駆除指導、又、必要に応じた駆除作業 2 トイレ等の衛生指導 3 感染症発生予防のための消毒指導及び広域的な対応が必要な場合の消毒作業 4 防疫用資機材の調達 ・区役所等に備蓄した資機材が不足する場合は、薬剤を「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定」に基づき(社)横浜市薬剤師会や関係事業者に、機材を「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に基づき関係事業者に要請し調達する。 ・薬剤散布等を実施する場合は「災害時におけるレンタカーの協力に関する協定」に基づき、レンタカー事業者団体から小型トラックを借り上げる。

エ 動物の保護収容

(ア) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により次の活動を行う。

項目	活動内容
動物の保護収容	1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管

	3 継続飼育が困難な動物の一時保管
	4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡
	5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言
	6 その他、動物に係る相談、助言等

- (イ) 避難者がペットを連れてきた場合等には、「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言する。
- (ウ) 許可した特定動物（ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど）の状況を確認し、適切な対応を行う。

(3) 感染症発生等への対応

市（健康福祉局、区対策部）は、次の措置を講じる。

- (ア) 感染症発生状況の早期把握
 - 被災地及び避難所における感染症患者又は無症状病原体保有者の早期発見に努める。
- (イ) 患者の移送
 - 入院勧告を必要とする感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、患者移送車により横浜市立市民病院に移送する。
- (ウ) 感染拡大防止措置
 - 患者の家族等接触者の調査等を行い、他の患者の早期発見、消毒の指導、感染経路の遮断等感染拡大防止の措置を行う。
- (エ) 予防接種
 - インフルエンザ等の感染症が蔓延するおそれのある場合は、県と協議のうえ予防接種法に基づき臨時の予防接種を実施する。
 - また、被災地及び避難所の乳幼児の定期予防接種の実施に努めるとともに、市外避難者の定期予防接種の実施について関係自治体に協力を要請する。

(4) 栄養指導対策

市（健康福祉局、区対策部）は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

【法第 124 条】

《資源循環局、廃棄物対策チーム》

市（資源循環局、廃棄物対策チーム）は、廃棄物の処理を適切に行うとともに、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市（資源循環局、廃棄物対策チーム）は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市（資源循環局、廃棄物対策チーム）は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

市（資源循環局、廃棄物対策チーム）は、横浜市防災計画の定めに従って、廃棄物処理体制を整備する。

また、市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

【法第 129 条】

《経済局》

市（経済局）は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。
また、市（経済局）は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次に掲げる措置を講ずる。
 - ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）に基づく物資の売渡しの指示及び命令等
 - ・ 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に基づく物資の標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表等

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

《教育委員会事務局》

教育委員会事務局は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

ア 応急教育の実施

教育委員会事務局は、被災時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

市立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会事務局に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育委員会事務局は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- (ア) 施設の被害が軽微な場合、各学校において、速やかに応急措置をとり、授業を行う。
- (イ) 施設の被害が相当に甚大な場合、残存の安全な教室や特別教室、体育館等の転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。
- (ウ) 施設の使用が全面的に不可能な場合、近隣の安全な市立学校や公共施設の代替利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設を行い、授業を再開する。

エ 教員の確保

教育委員会事務局は、被災により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、臨時参集や退職教員の活用等により教員を把握、確保する。

オ 学用品の確保のための調査

教育委員会事務局は、応急教育に必要な教科書等の学用品について調査し、基本的に通常学校に備わっている教材等の有効利用により対応するとともに、教科書等の学用品を給与するために、県及び図書取次店等への協力要請等必要な措置を講じる。

カ 授業料の減免等

教育委員会事務局は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

《財政局、区対策部、被災再建チーム》

市（財政局、被災再建チーム）は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

《経済局》

市（経済局）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

《健康福祉局、経済局、建築局、被災再建チーム、経済再建支援チーム》

市（健康福祉局、経済局、建築局、被災再建チーム、経済再建支援チーム）は、武力攻撃災害により住居、家財、事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等（災害援護資金、生活福祉資金、災害見舞金・弔慰金、災害復興住宅融資、被災者再建支援金、中小企業災害関連融資等）を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

【法第 134 条】

《水道局》

水道事業者及び工業用水道事業者として市（水道局）は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ア 水道施設の応急復旧

応急復旧は、本復旧するまでの間、飲料水と生活用水を可能な限り、早期にかつ広範囲に管路給水する目的で行う。

(ア) 応急復旧の優先順位

応急復旧作業は、まず最初に、二次災害や被害の拡大防止の応急措置を行い、現場の安全を確保した後、工事を行う。

優先順位は、復旧優先路線及び重大事故発生箇所とし、これらの復旧が終了したのち給配水管復旧（面復旧）に移行する。また、復旧作業は、配水池を起点とし上流から順番に行う。復旧優先路線は、次のとおりとする。

- a 緊急給水栓へのルート
- b 災害拠点病院・救急告示医療機関等主要な医療施設へのルート
- c 地域防災拠点へのルート
- d その他状況に応じ優先して復旧必要があるルート

(イ) 応急復旧作業

応急復旧の作業は、次により行う。

- a 横浜市管工事協同組合（災害時における水道施設等の応急措置に関する協定）、横浜建設業協会（災害時における水道施設の応急措置に関する協定）、日本水道鋼管協会（災害時等における水道施設等の応急活動等の応急活動に関する協定）対して協力を要請する。
 - b 市内の民間業者にも協力を要請するとともに、他都市応援職員等も組み込んだ効率的な復旧活動体制で行う。
- (7) 復旧資材の確保
管路の復旧に必要な資機材は、配水池等に保管してあるものを活用する。

イ 水質の保全

災害時の衛生環境の悪化を考慮して、水道水の残留塩素濃度の監視体制を強化し、必要に応じて適正な残留塩素濃度を確保する。

配水管路の破損箇所の復旧及び応急給水装置の設置が完了したときは、給水開始前に管内清掃及び水質検査を行う。また、給水作業中も適宜水質検査を行う。

(2) 公共的施設の適切な管理

【法第 137 条】

《環境創造局、道路局、港湾局、交通局》

市（環境創造局、道路局、港湾局、交通局）は、河川管理施設、下水道施設、道路、港湾及び鉄道施設の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市は、1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章及び身分証明書等（以下「赤十字標章等」という。）、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

第一追加議定書において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第 8 条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も 1980 年以降使用していない。また、赤新月の標章は、多くはイスラム教国において使用されるものである。）



イ 信号

第一追加議定書第 8 条 (m) に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書

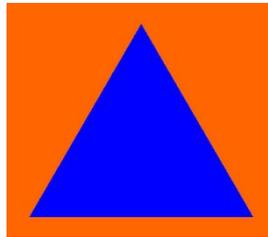
エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 国際的な特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

3 赤十字標章等の交付及び管理

【法第 157 条】

《健康福祉局》

市長（健康福祉局）は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
（上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。）

4 特殊標章等の交付及び管理

【法第 158 条】

《総務局、消防局》

市長及び消防長（総務局危機管理室、消防局）は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ次の職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長（総務局危機管理室）

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うものの

- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長（消防局）

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

《総務局、健康福祉局》

市（総務局危機管理室、健康福祉局）は、国、県、日本赤十字社神奈川県支部及びその他関係機関と協力し、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

【法第139条、法第140条】

《各局、区対策部》

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市（関係各局）は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市（総務局、環境創造局、港湾局、消防局、水道局、交通局、区対策部）は、武力攻撃災害の発生により防災行政用無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市（総務局危機管理室、受援調整チーム）は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

《環境創造局、道路局、港湾局、水道局、交通局、応急復旧チーム》

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市（環境創造局、水道局）は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設（上下水道施設）について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送路の確保に関する応急の復旧

市（道路局、港湾局、交通局、応急復旧チーム）は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、鉄道施設、漁港施設、港湾施設等について、速やかに被害の状

況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等を行うための輸送路の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

【法第141条】

《各区局》

市（関係区局）は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けて整備される所要の法制を踏まえて、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方針にしたがって、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

《各区局》

市（関係区局）は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方針を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

【法第168条】

《関係局、本部運営チーム》

(1) 国に対する負担金の請求方法

市（関係局、本部運営チーム）は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したのものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市（関係局）は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

【法第 159 条、法第 160 条】

《関係局》

(1) 損失補償

市（関係局）は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 特定物資の収用及び保管命令
- ・ 土地、家屋又は物資の使用
- ・ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(2) 実費弁償

市（健康福祉局）は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市（関係局）は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

- ・ 避難住民の誘導に必要な援助
- ・ 救援に必要な援助
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助
- ・ 保健衛生の確保に必要な援助

また、市（健康福祉局）は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

【法第 161 条】

《総務局、財政局、総務チーム》

市（総務局、財政局、総務チーム）は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

【法第178条】

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

参考

用 語 集

あ行

用語	定義等
安定ヨウ素剤	環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、放射線障害の発生を極力防止する。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報 〔国民保護法第94条第1項〕
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
NBC 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃
LGWAN	総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network） 地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している。 また、府省間ネットワークである霞が関 WAN との相互接続により、国の機関との情報交換を行っている。

か行

用語	定義等
核燃料物質	ウラン、トリウム等、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって政令で定めるもの 〔原子力基本法第3条第2号〕

用語	定義等
感染症指定医療機関	<p>特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関</p> <p>特定感染症指定医療機関： 新感染症やエボラ出血熱などの一類感染症若しくはコレラなどの二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院</p> <p>第一種感染症指定医療機関： 一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>第二種感染症指定医療機関： 二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>[感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条]</p>
危険物質等	<p>引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で国民保護法施行令で定めるもの</p> <p>[国民保護法第103条第1項、国民保護法施行令第28条]</p>
基本指針	<p>国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定）</p> <p>国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの</p>
救援の程度及び基準	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）</p>
緊急消防援助隊	<p>国内における大規模災害又は特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊</p> <p>[消防組織法第45条]</p>

用語	定義等
緊急情報ネットワークシステム (エムネット)	国と都道府県・市町村が、行政用専用回線を用いて必要な情報を送受するシステム
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態 〔事態対処法第 22 条第 1 項〕
緊急対処保護措置	緊急処理事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市が行う住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などのこと
緊急通行車両	① 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車 ② 住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両
緊急通報	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの 〔国民保護法第 99 条〕
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資機材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資機材 〔国民保護法第 79 条〕
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部（緊急処理事態対処方針が定められた場合は「緊急処理事態対策本部」） 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣） （緊急処理事態対策本部が設置された場合は「緊急処理事態対策本部長」）
県国民保護計画	神奈川県が作成する国民保護計画

用語	定義等
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部又は神奈川県緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部）の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長又は神奈川県緊急対処事態対策本部長（神奈川県知事）
国民保護措置	武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、市が行う住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置などのこと
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号） 武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めたもの
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）

さ行

用語	定義等
サーベイランス	感染症等の発生を早期に認知し、有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視すること。具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行う。
災害拠点病院	救護所あるいは病院などの後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有する病院で、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う

用語	定義等
	病院
市	横浜市長及びその他の執行機関
市国民保護計画	横浜市が作成する国民保護計画
市対策本部	横浜市国民保護対策本部又は横浜市緊急処理事態対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部）の設置について指定を受けたときに、横浜市長が設置するもの
市対策本部長	横浜市国民保護対策本部長又は横浜市緊急処理事態対策本部長（横浜市長）
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急処理事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急処理事態として認定すること
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（事態対処法施行令）で定めるもの 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁 〔事態対処法第2条第5号、事態対処法施行令第1条〕
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの 〔事態対処法第2条第6号、事態対処法施行令第2条〕
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるもの 〔事態対処法第2条第7号、事態対処法施行令第3条〕
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を

用語	定義等
	管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの 〔国民保護法第2条第2項〕
収容施設	避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、市長が提供する避難所、応急仮設住宅等の施設
ジュネーヴ諸条約	武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済に当たる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした4条約の総称。
生活関連等施設	浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
全国瞬時警報システム（Jアラート）	弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、総務省消防庁から人工衛星を用いて瞬時に送信されるシステム

た行

用語	定義等
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
第一追加議定書	武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、文民の保護、戦闘の手段及び方法の規制等の点で、ジュネーヴ諸条約を始めとする従来の武力紛争に適用される国際人道法を発展・拡充したもの。第1追加議定書は、国際的な武力紛争に適用されるもの。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針
地域防災拠点	震災が発生した場合における避難場所として、あらかじめ市長が指定する小学校及び中学校等

用語	定義等
	[横浜市震災対策条例第 16 条]
特定物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの 〔国民保護法第 81 条第 1 項〕
トリアージ	災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）の中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めること

は行

用語	定義等
避難先地域	国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む） 〔国民保護法第 52 条第 2 項第 2 号〕
避難施設	住民を避難させ又は避難住民等の救援を行うため、市長があらかじめ指定した施設 〔国民保護法第 148 条第 1 項〕
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者 〔国民保護法第 75 条第 1 項〕
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃のこと 〔事態対処法第 2 条第 1 号〕
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 〔国民保護法第 2 条第 4 項〕
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 〔事態対処法第 2 条第 2 号〕
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 〔事態対処法第 2 条第 3 号〕
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 〔事態対処法第 1 条第 1 項〕

や行

用語	定義等
要避難地域	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域 [国民保護法第 52 条 2 項 1 号]
横浜市緊急事態等対処計画	横浜市危機管理指針（平成 16 年 3 月 17 日総緊第 182 号）に基づきテロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機に対処するため、横浜市が定めた計画 [横浜市危機管理指針・横浜市緊急事態等対処計画]
横浜市防災計画	災害対策基本法に基づき、横浜市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、災害の種類に応じて「震災対策編」、「風水害対策編」及び「都市災害対策編」に区分し、3 編で構成したもの [横浜市危機管理指針]

横浜市国民保護計画

平成 18 年 11 月	作成
平成 19 年 11 月	軽微な変更
平成 23 年 1 月	軽微な変更
平成 26 年 1 月	変更
平成 31 年 1 月	軽微な変更
令和 4 年 4 月	軽微な変更

横浜市総務局危機管理室
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10
電話 045 (671) 4096
